

令和4年度
整備主任者研修資料
【地方教材】



国土交通省

東北運輸局 山形運輸支局

令和4年度整備主任者法令研修資料

目次

1. 審査事務規定関係	1
2. 自動車整備事業処分案件等について	
(1) 処分件数及び違反内容の推移	5
(2) プレスリリース案件	7
(3) 東北運輸局管内及び山形運輸支局の処分状況	11
3. 車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について	14
4. OBD 検査の導入に向けた事前準備について	20
5. 自動車整備士技能検定申請書記載の注意喚起について	29
6. 大型車の車輪脱落事故防止について	34
7. 検査標章の貼付位置の見直しについて	56
8. その他、連絡事項	57

審査事務規程の一部改正について（第39次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 乗用車等の座席の衝突等により衝撃を受けた場合における、乗車人員の保護性能に係る基準について、ダミーを搭載した動的試験の導入及び静的試験の要件を強化します。
[7-42]
 - 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車等を除く）の、感電防止装置に係る基準について、冠水走行等の水に対する絶縁保護要件等を追加、前面及び側面衝突試験時の要件を強化します。[7-26]
- ② 審査継続となる場合の明確化について
 - 審査継続となる場合の取扱いの範囲について明確化します。[4-7-3]
- ③ OBD検査について
 - OBD検査に係る対象車等である旨の通知方法について規定します。[5-3-15]
- ④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和3年6月9日国土交通省令第40号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年6月9日国土交通省告示第521号）

3. 施行日

令和3年8月31日

審査事務規程の一部改正について（第40次改正）

I. 改正概要

1. 自動車の検査等関係

(1) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）等の一部改正に伴う改正

- 燃料タンクの注入口等から排気管開口部までの距離の基準を削除します。[7-23、7-25]

2. 自動車の型式の指定等関係

(1) 細目告示等の一部改正に伴う改正

- 試験規程（TRIAS）の新規追加及び一部改正を行います。[別添1]

① 細目告示に新たに採択された協定規則に対応したTRIASの新規追加（1項目）

ア TRIAS 46(2)-R160-01 事故情報計測・記録装置試験（協定規則第160号）

② 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（9項目）

ア TRIAS 09-R141-02 タイヤ空気圧監視装置試験（協定規則第141号）

イ TRIAS 09-R142-02 自動車に取り付けられる空気入ゴムタイヤ試験（協定規則第142号）

ウ TRIAS 11-R079-03 かじ取装置試験（協定規則第79号）

エ TRIAS 12-R152-02 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第152号）

オ TRIAS 17(2)R100(1)-02 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第100号）（車両）

カ TRIAS 17(2)R100(2)-02 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第100号）（単品）

キ TRIAS 22(3)-R016(3)-04 座席ベルト試験（協定規則第16号（リマインダ））

ク TRIAS 30-R041-03 二輪自動車の騒音試験（協定規則第41号）

ケ TRIAS 48-R157-01 自動車線維持システム試験（協定規則第157号）

II. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和3年9月30日国土交通省令第59号）[2. (1) ①ア]
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年9月30日国土交通省告示第1294号）[1. (1)、2. (1) ②ア～カ、ク、ケ]
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年12月25日国土交通省告示第1577号）[2. (1) ②キ]

III. 施行日

令和3年9月30日

審査事務規程の一部改正について（第42次改正）

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車には後退時車両直後確認装置を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-108、7-108、8-108]
 - 圧縮水素ガスを燃料とする自動車には、協定規則に適合するラベルを車体の指定された箇所に貼付しなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-25、8-25]
 - 自動車のかじ取装置には、運転者の異常時に自動で停止することができる装置を備えることができることとします。[6-13、7-13]
- ② 受検車両と書面の同一性確認の明確化について
 - ラベルにより標示された原動機（電動機に限る。）の型式の確認方法及び取扱いを明確化します。[4-9]
- ③ 新規検査等提出書面審査要領について [別添2]
 - 小型特殊自動車の構造装置を変更し、大型特殊自動車として新規検査等を受けるものについて、事前提出書面審査の対象とします。
- ④ 並行輸入自動車審査要領について [別添3]
 - 届出様式に後退時車両直後確認装置に係る項目を追加します。
- ⑤ 改造自動車審査要領について [別添4]
 - 届出様式の記載事項について明確化します。
- ⑥ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

(2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和3年6月9日国土交通省令第40号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年6月9日国土交通省告示第521号、令和3年9月30日国土交通省告示第1294号、令和4年1月7日国土交通省告示第10号）

3. 施行日

令和4年1月31日

（ただし、1. (1) ③、④及び⑤については令和4年3月31日まで従前規定とする経過措置を規定）

審査事務規程の一部改正について（第43次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車には、事故時に車両に関する情報（車速、加速度、シートベルト着用有無等）を記録する事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110の2、7-110の2、8-110の2]
 - タイヤ空気圧監視装置を備えた場合の技術的な要件の適用対象が追加されたことに伴い、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-11、7-11]
 - タイヤの取付けに関し技術的な要件の適用対象が追加されたことに伴い、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-11]
- ② 新規検査等提出書面審査要領について [別添2]
 - 後退時車両直後確認装置に係る提出書面等を規定します。
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

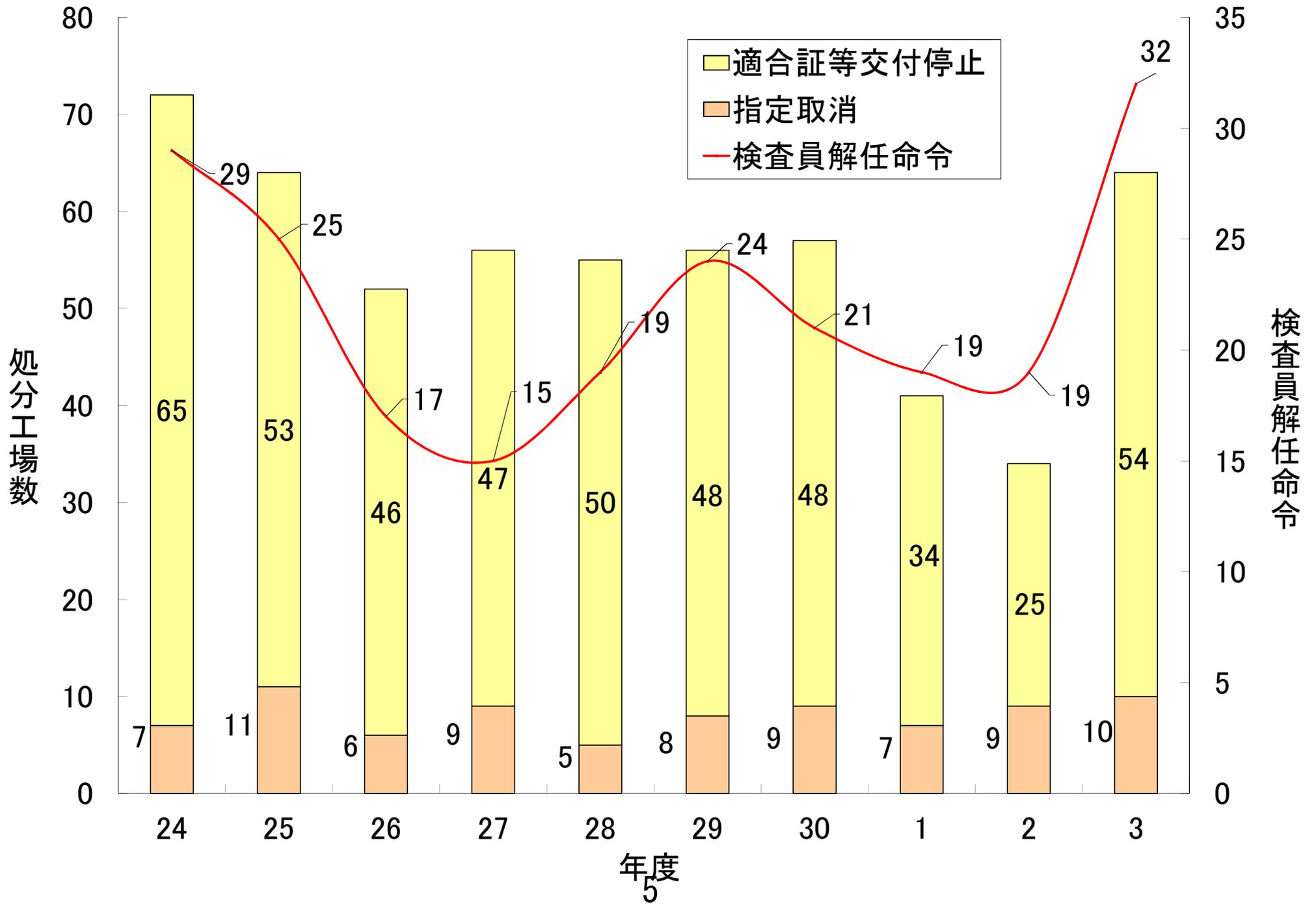
2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和3年9月30日国土交通省令第59号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年9月30日国土交通省告示第1294号、令和4年1月7日国土交通省告示第10号）

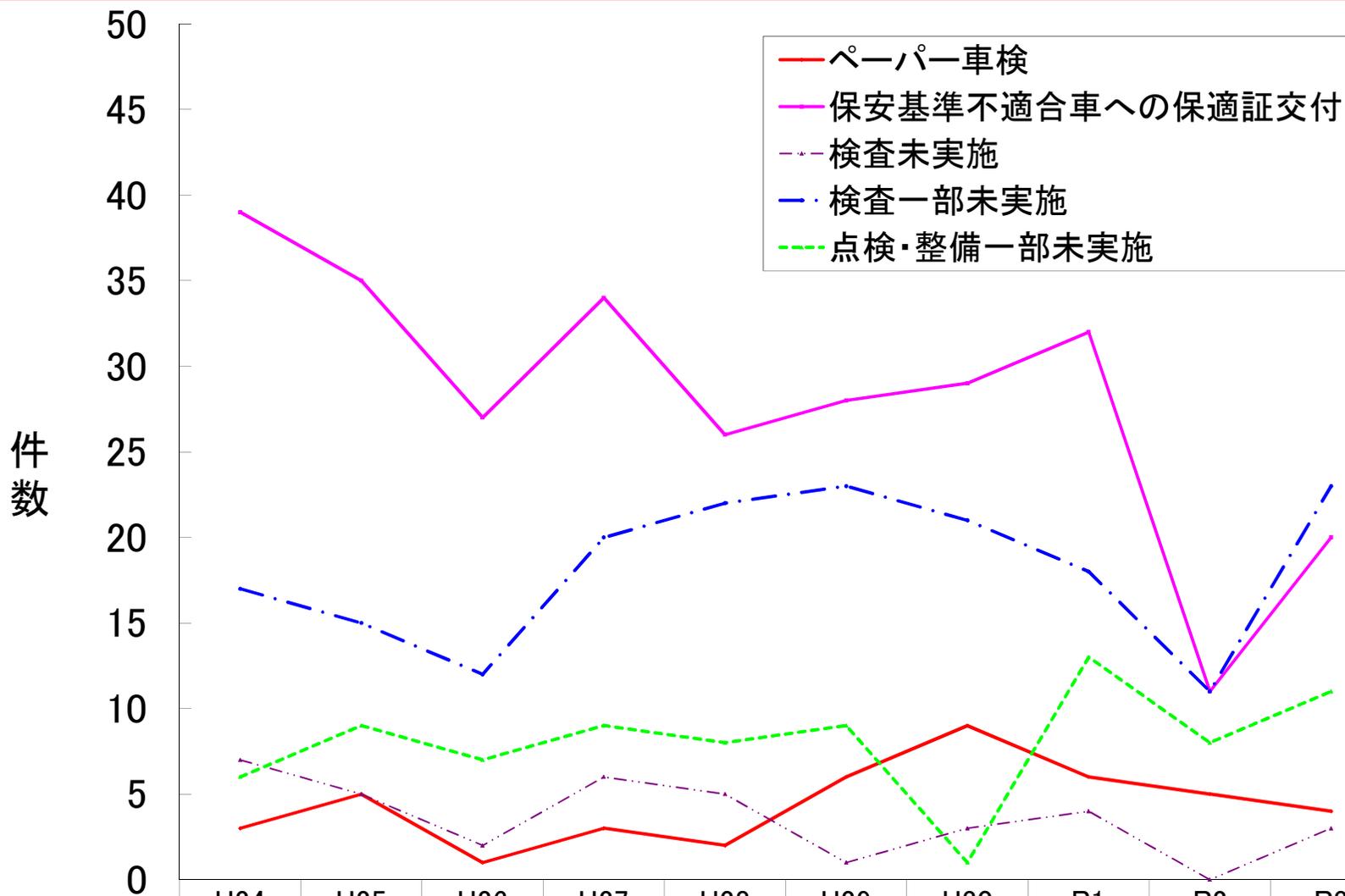
3. 施行日

令和4年3月29日

指定工場の処分件数の推移



指定工場の主な違反内容の推移



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ペーパー車検	3	5	1	3	2	6	9	6	5	4
保安基準不適合車への保適証交付	39	35	27	34	26	28	29	32	11	20
検査未実施	7	5	2	6	5	1	3	4	0	3
検査一部未実施	17	15	12	20	22	23	21	18	11	23
点検・整備一部未実施	6	9	7	9	8	9	1	13	8	11

※ 違反内容毎に複数計上

令和3年9月29日
関東運輸局プレスリリース

不正車検を行った民間車検場の取消処分

トヨタモビリティ東京株式会社レクサス高輪において、故意により検査の一部を実施せず、また、自動車検査の測定値を改ざんし、517台の車両について車検手続を行うなどの道路運送車両法違反が確認されました。

このため、本日（29日）、関東運輸局は当該事業場に対し指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を行いました。

1. 事業者及び事業場の名称

事業者 トヨタモビリティ東京株式会社（東京都港区）

事業場 トヨタモビリティ東京株式会社 レクサス高輪（東京都港区）

2. 行政処分の内容（処分年月日 令和3年9月29日）

（1）指定自動車整備事業^{*1}の指定の取消し

（2）自動車検査員^{*2}の解任命令 4名

3. 法令違反の主な内容

（1）故意により検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付

（道路運送車両法第94条の5第1項違反）

（2）故意により保安基準に適合しない車両に保安基準適合証を交付

（道路運送車両法第94条の5第1項違反）

（3）指定整備記録簿の虚偽記載

（道路運送車両法第94条の6第1項違反）

4. 違反の概要

（1）排ガス検査未実施（69台）

（2）スピードメーター検査未実施（93台）

（3）ヘッドライト光度改ざん（110台）

（4）サイドスリップテスト数値改ざん（111台）

（5）駐車ブレーキ検査不適切実施（206台）

注：1台に複数の違反が確認されている車両があります。

【問い合わせ先】

関東運輸局 自動車技術安全部 整備課 吉池・西村

電話：045-211-7254 FAX：045-201-8813

【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ

関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙



令和3年10月20日
自動車局整備課

トヨタ自動車(株)の系列販売会社における不正車検等への対応について(続報)

本日、関東運輸局は、不正車検を行っていたネットヨタ山梨株式会社本社セイリア店に対し、指定自動車整備事業の指定取消処分を行いました。また、このほかトヨタ自動車株式会社の系列販売会社10店舗に対し、地方運輸局等が行政処分等を行いました。

1. 経緯

- 9月29日、関東運輸局において、不正車検を行ったトヨタモビリティ東京株式会社レクサス高輪に対し、指定自動車整備事業の指定の取消処分を行いました。
- また、同日、トヨタ自動車株式会社から自動車局に、全国の系列販売会社全店舗に対する総点検の結果、レクサス高輪を含む12店舗における違反が発覚したことについて報告がありました。

2. 11店舗に対する行政処分等

○本日(10月20日)、地方運輸局等において、レクサス高輪以外の11店舗(違反台数828台)に対し、以下のとおり行政処分等を行いました。

	事業者名・事業場名(違反台数)	行政処分等	処分運輸局等
①	ネットヨタ山梨(株)本社セイリア店(260)	指定取消	関東運輸局
②	トヨタモビリティ東京(株)江戸川瑞江店(5)	交付停止45日	関東運輸局
③	トヨタカローラ山口(株)安岡店(10)	交付停止70日	中国運輸局
④	広島トヨタ自動車(株)広店(8)	交付停止65日	中国運輸局
⑤	鳥取トヨペット(株)米子店(519)	交付停止50日	中国運輸局
⑥	トヨタカローラ愛媛(株)(1)	交付停止25日	四国運輸局
⑦	沖縄トヨタ自動車(株)宮古支店(2)	交付停止20日	沖縄総合事務局
その他4店舗(違反台数23台)については、行政処分に至らない軽微な違反のため、文書警告又は口頭注意			

※上記表中、「交付停止」とは、指定自動車整備事業者が車検時の基準適合性を証する「保安基準適合証」の交付停止のことであり、交付停止期間中は車検業務ができません。

※違反内容につきましては、国土交通省HP「行政処分情報(自動車整備事業者)」をご参照ください。

<問い合わせ先>
国土交通省自動車局整備課 佐橋、森本 TEL:03-5253-8111(代表) 内線: 42423



令和4年6月21日
自動車技術安全部

指定自動車整備事業者の行政処分について

北陸信越運輸局長は、指定自動車整備事業者において道路運送車両法違反が確認されたため、第94条の8第1項の規定に基づき、当該事業者に対し、下記のとおり行政処分を行うとともに事業の改善を指示したので、お知らせします。

記

1 事業者名（住所） 新潟トヨタ自動車株式会社（新潟県新潟市中央区）

2 違反を行った事業場名（所在地）

番号	事業場名	所在地
1	新潟トヨタ自動車株式会社 新潟店	新潟県新潟市中央区
2	新潟トヨタ自動車株式会社 レクサス新潟	新潟県新潟市西区
3	新潟トヨタ自動車株式会社 三条店	新潟県三条市
4	新潟トヨタ自動車株式会社 豊栄店	新潟県新潟市北区
5	新潟トヨタ自動車株式会社 新津店	新潟県新潟市秋葉区

3 当該事業場に対する行政処分の内容

(1) 指定の取消

- ①新潟トヨタ自動車株式会社 新潟店
- ②新潟トヨタ自動車株式会社 レクサス新潟

(2) 保安基準適合証等の交付停止

- ①新潟トヨタ自動車株式会社 三条店 40日間
- ②新潟トヨタ自動車株式会社 豊栄店 30日間
- ③新潟トヨタ自動車株式会社 新津店 25日間

(3) 自動車検査員の解任

- ①新潟トヨタ自動車株式会社 新潟店 2名
- ②新潟トヨタ自動車株式会社 レクサス新潟 2名
- ③新潟トヨタ自動車株式会社 新津店 1名

4 主な違反の概要

上記の5事業場において、計598台の自動車について次の違反行為が確認されました。

- (1) 点検整備を適切に実施せず保安基準適合証を交付（新潟店、三条店、豊栄店：21台）
- (2) 故意により検査の一部を実施せずに適合証を交付（新潟店、レクサス新潟：310台）
- (3) 故意により保安基準不適合状態で適合証を交付（新潟店：1台）
- (4) 指定整備記録簿を虚偽記載（新潟店：281台）

※対象台数計は1台の車両が複数の違反行為となっているものもあり、各違反行為の合計値と一致いたしません。

5 その他

なお、違反を行った事業場以外の同社事業場（9店舗）においても5日間の保安基準適合証等の交付停止処分となります。

【問い合わせ先】

・北陸信越運輸局自動車技術安全部 整備・保安課 担当 唐崎、松永
TEL 025-285-9155（直通）

令和3年度 指定整備事業者の処分状況一覧表（東北）

（令和4年3月末現在）

支 局	処分年月	処 分 内 容	違 反 の 概 要
宮 城 1	令和3年5月	文書警告 保安基準適合証の交付停止 15日間 検査員警告	【自動車特定整備事業関係】 ・不正改造状態での車検手続き。（1台） 【指定整備事業関係】 ・不正改造状態で適合証を交付した。（1台） 【自動車検査員関係】 ・検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。
秋 田 2	令和4年3月	自動車特定整備事業の停止 10日間 保安基準適合証の交付停止 15日間	【自動車特定整備事業関係】 ・特定整備作業に重大な瑕疵があった。 【指定整備事業関係】 ・検査作業と整備作業が分業化されていない。 ・法令の規定を遵守する体制ではない。 ・適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった。（1台）

令和3年度 特定整備事業者の処分状況一覧表（東北）

（令和4年3月末現在）

支 局	処分年月日	処 分 内 容	違 反 の 概 要
青 森 1	令和3年8月	自動車特定整備事業の停止 10日間	<ul style="list-style-type: none"> • 特定整備記録簿の虚偽記載 • 特定整備記録簿を2年間保存していない • 整備主任者がいない • 整備主任者の分解整備等に関する統括不備 • 整備主任者の虚偽の変更届出

山形運輸支局管内処分状況詳細（令和2年度～令和4年8月末現在）

1. 一部の期間において自賠責未加入状況にもかかわらず適合証交付
処分年月：令和2年8月 処分内容：口頭注意
処分年月：令和3年1月 処分内容：口頭注意
2. 校正未実施のオパシメータ測定器を使用し保安基準適合証交付
処分年月：令和3年1月 処分内容：口頭注意
3. 指定整備記録簿の保存義務違反
処分年月：令和3年6月 処分内容：文書警告
4. 認証を受けた作業場以外で特定整備を実施
処分年月：令和3年9月 処分内容：口頭注意
5. 大部分の期間において自賠責未加入状況にもかかわらず適合証交付
処分年月：令和4年4月 処分内容：保安基準適合証交付停止

法令遵守の徹底!!



『指定自動車整備事業点検表』の活用

令和4年8月19日
自動車局自動車情報課

車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について ～電子車検証や車検証閲覧サービスなどをわかりやすく解説します～

令和5年1月から車検時等に電子車検証が交付されます。これに伴い、従来の紙の車検証から大きさや様式が変わるとともに、車検証の情報を電子的に読み取る「車検証閲覧サービス」や、国から委託を受けた民間車検場(指定自動車整備工場)が車検証の有効期間を更新できる「記録等事務代行サービス」を新たに開始します。

自動車ユーザー、自動車関係の業務を担う方々に、電子車検証の仕様や、車検証電子化に伴って令和5年1月から新たに開始するサービスに関する情報をお知らせするため、本日、「**電子車検証特設サイト**」を開設致しました。今後も随時内容を追加していきます。

1. 「電子車検証特設サイト」のコンセプト

車検証の電子化は自動車ユーザーや自動車関係の業務を担う方々にとっては大きな変更点となることから、電子車検証についてイラスト等を交えながらわかりやすく解説することを目的としております。

また、自動車ユーザー等が車検証の電子化に関する必要な情報を入手できるよう、電子車検証に関する情報や所要のアプリの入手方法等の情報を集約しました。

2. 「電子車検証特設サイト」に掲載されている主なコンテンツ

●電子車検証について

令和5年1月より交付される電子車検証の仕様や記録事項等を掲載

●車検証閲覧サービスについて

電子車検証のICタグ情報の閲覧・参照及び車検証情報を電子ファイルでダウンロードするためのアプリについての説明やダウンロード方法等を掲載

●記録等事務代行サービスについて

サービスについての説明やサービスの実施可能な事業者の一覧表等を掲載

※サイトの画面イメージについては別紙をご覧ください。

3. 「電子車検証特設サイト」のURL・二次元コードはこちら(パソコン・スマホ共通)

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



4. 参考

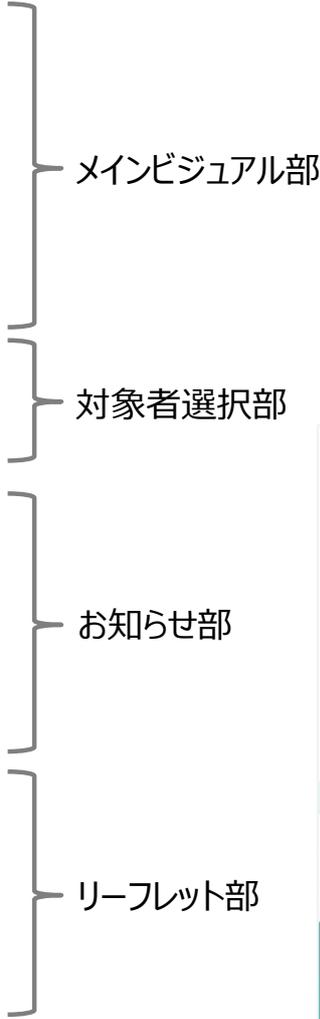
車検証電子化に関する制度面の詳細につきましては、令和4年5月20日付け「道路運送車両法施行規則等の改正について～車検証電子化による券面記載事項の変更・記録等事務の委託手続等を定めました～」も併せてご参照ください。

⇒https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000131.html

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局自動車情報課 鈴木、伊堂寺、近藤 03-5253-8111 (内線 42115)
直通：03-5253-8588 FAX:03-5253-1639

トップページ(※PCのイメージ)



スマホ画面



※画面の構成はPC版と同じです。

メインビジュアル部の画面遷移



自動車ユーザー向けページ(※PCのイメージ)



● 電子車検証の仕様や記録事項についてご説明しています

(画面イメージ)

② 記載情報の変更

電子車検証では、変更登録等による記載事項の変更を伴わない基礎的情報 (A) のみの記載となります。その他の車検証情報はICタグ (B) に格納されます。ICタグに格納された情報は、汎用のカードリーダーや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。二次元コードは券面に印字しますが、従来二次元コードから取得可能であった情報のうち、「自動車検査証の有効期間」のみ確認することはできません。(C)



● 閲覧アプリの概要や使い方をご説明しています

(画面イメージ)

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなることがございます。
利用可能者	車検証原本を所持する者又は提示を受けられる者
動作環境	PC : Windows 10 バージョン21H1、21H2 Windows 11 バージョン21H2 スマートフォン : iOS 14,15、Android 9,10,11,12
主な機能	・車検証情報の閲覧 ・車検証情報ファイルの出力・保存 (※オンライン環境でのみ可能) ・リコール情報等の確認 (※オンライン環境でのみ可能)

※今後使い方についての動画も追加予定です

事業者向けページ(※PCのイメージ)



- 記録等事務代行サービスの概要、サービス提供者（記録等事務代行者）になるための手続き、サービス提供者となった場合に利用するアプリについてご説明しています。

(画面イメージ)

記録等事務代行者になるには

特定記録等事務/特定変更記録等事務の委託を受けるには運輸管理部長もしくは運輸支局長の承認を受ける必要があります。申請手続き、申請に必要な書類については下記の記録等事務代行ポータルサイトのリンクよりご確認ください。

- 1 委託申請
- 2 承認
- 3 アプリダウンロード
- 4 利用開始

記録等事務代行サービスポータルサイト

記録等事務代行ポータルサイトは電子車検証の運用が開始される令和5年1月より開設致します。開設後はオンラインによる記録等事務代行業務の委託申請を行うことが可能となります。開設前に委託申請を行われる場合は、下記を参照の上手続きを行ってください。

申請される方へ重要なお知らせ

特定記録等事務及び特定変更記録等事務の業務を行うには、令和5年1月以降に交付※される電子車検証が必要となります。
 ※令和5年1月以降運輸支局長等において、新規検査、継続検査、構造等変更検査及び登録手続き等、従来「自動車検査証」が交付される手続きを行った場合に電子車検証が交付されます。
 また、委託申請については、令和5年1月からオンライン化する予定です。
 紙の申請より便利となりますので、オンライン申請を是非ご利用下さい。
 なお、紙による委託申請で不備等がある場合には時間がかりまますので、ご理解ください。

[記録等事務委託制度について](#)

委託を受けた事業者については下記「記録等事務代行者一覧」を参照してください。

[記録等事務代行者一覧\(PDF\)](#)

記録等事務代行アプリについて

記録等事務代行者において車検証の更新、検査標章等の発行を行うためには、国土交通省から提供する「記録等事務代行アプリ」をインストールし、作業を行う必要があります。

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなることがございます。
利用可能者	記録等事務代行者（特定記録等事務代行者及び特定変更記録等事務代行者）
動作環境	PC：Windows 10、Windows 11
主な機能	・車検証情報の更新 ・自動車検査証記録事項帳票、検査標章等の印刷・発行 (車検証情報の更新にはICカードリーダーが必要で、また、印刷にはプリンターが必要です。)

利用の流れ



3

2023年1月4日より

車検証が電子化されます



電子車検証でここが変わる！



A6サイズで
コンパクト



車検証情報は
アプリで確認



記録等事務代行サービスで
一部手続きが**出頭不要**



電子車検証特設サイト



<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



※リーフレットデザインは制作中のため変更になる可能性があります。

周知用リーフレット(裏面)

電子車検証とは？

2023年1月4日より自動車検査証を電子化し、必要最小限の記載事項を除き自動車検査証情報はICタグに記録します。ICタグの情報は汎用のカードリーダーが接続されたPCや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。



表



裏

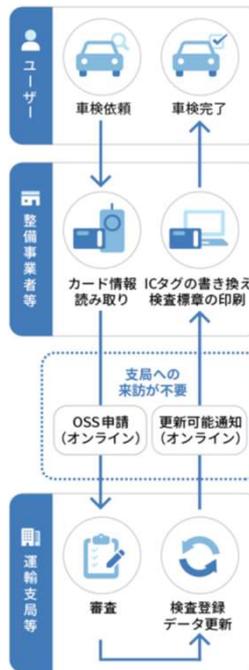
車検証閲覧アプリ



電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、ユーザーや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認することができます。

**アプリのインストール方法は
準備でき次第特設サイトでご案内します**

事業者の皆様へ 記録等事務代行サービス



電子車検証に搭載されているICタグの記録情報の書き換えのみの継続検査や変更記録手続きの場合、運輸支局等から委託を受けた記録等事務代行者は運輸支局等への出頭は不要となります。運輸支局長等から委託を受けた記録等事務代行者による電子車検証の記録事項の書き換え及び検査標準章その他帳票の印刷を可能とする記録等事務代行サービスを新たに構築します。



電子車検証特設サイト

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



※リーフレットデザインは制作中のため変更になる可能性があります。

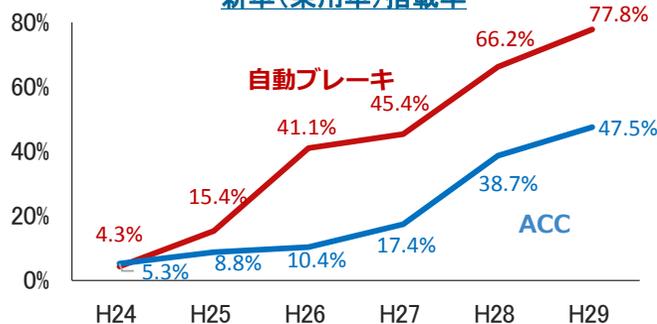
OBD検査の導入に向けた事前準備について

1. OBD検査の概要

車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方について(平成31年3月13日)より

- 近年、自動ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しているが、故障した場合には、誤作動による重大事故等につながるおそれがあることから、自動車の検査等を通じた機能確認が必要。
- 現在の自動車の検査(車検)は、外観や測定器を使用した機能確認により行われているが、自動運転技術等に用いられる電子装置の機能確認には対応していない。

自動ブレーキ、自動車間距離制御(ACC)
新車(乗用車)搭載率



電子装置の不具合事例

- ACCを使用して高速道路を走行中、突然、機能が停止し、強い回生ブレーキが作動。
⇒ 前方監視用のカメラが偏心していた
- 上り坂を走行中、自動でブレーキが誤作動し、急減速した。
⇒ 自動ブレーキのレーダセンサの取付角度が設計値より下向きになっていた。

⇒ 現在の車検では検出できない不具合

諸外国の状況

EU

- 加盟国に対して電子装置を含めた検査実施を推奨(EU指令 2014/45EU)。
- ドイツでは2015年よりOBDを用いた検査を開始、段階的に拡大中。

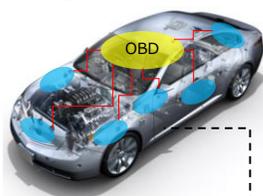
米国

33の州・地区においてOBDを活用した排出ガス検査を実施中。

車載式故障診断装置(OBD)を活用した自動車検査手法

車載式故障診断装置(OBD)とは

最近の自動車には、電子装置の状態を監視し、故障を記録する「**車載式故障診断装置(OBD: On-Board Diagnostics)**」が搭載されている。



記録された故障コード(DTC)は、**スキャンツール**を接続することにより読取可能。

接続



OBDを活用した自動車検査手法

自動車メーカー

提出

- ・故障コード読出に必要な技術情報(ECU情報)
- ・保安基準不適合の故障コード(特定DTC)

(独)自動車技術総合機構において、「ECU情報」、「特定DTC」を一元管理し、全国の子検場、整備工場へ提供。



車検時

特定DTCを検出した場合は不合格



対象車両・装置及び検査開始時期

対象

2021年10月以降の新型の乗用車、バス、トラック※1

①運転支援装置※2

アンチロックブレーキシステム(ABS)、横滑り防止装置(ESC)、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報

②自動運転機能※2

自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

③排ガス関係装置

検査開始時期

2024年10月※3

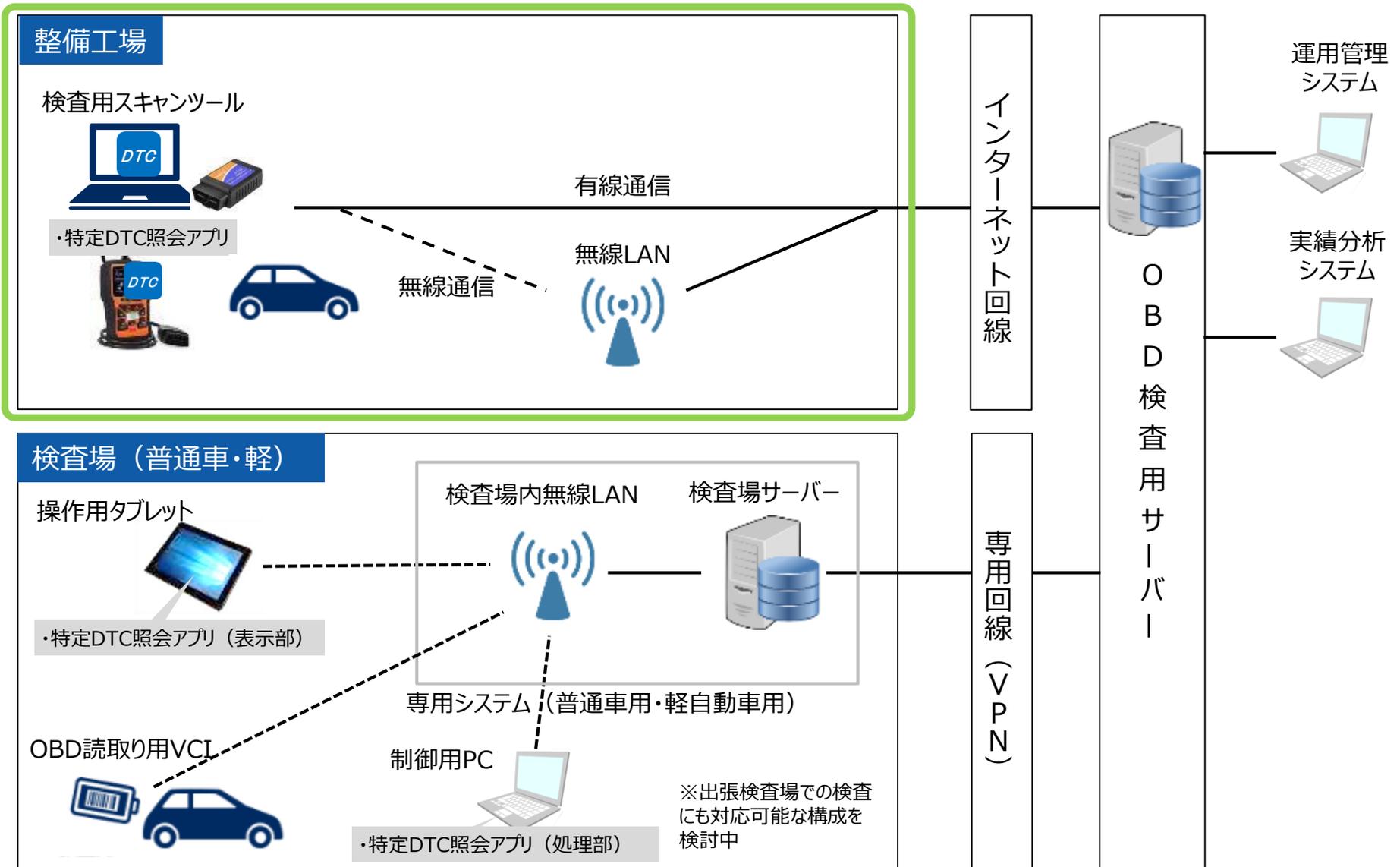
※1 型式指定自動車・多仕様自動車に限る。輸入車は2022年以降の新型車

※2 保安基準に規定があるものに限る。

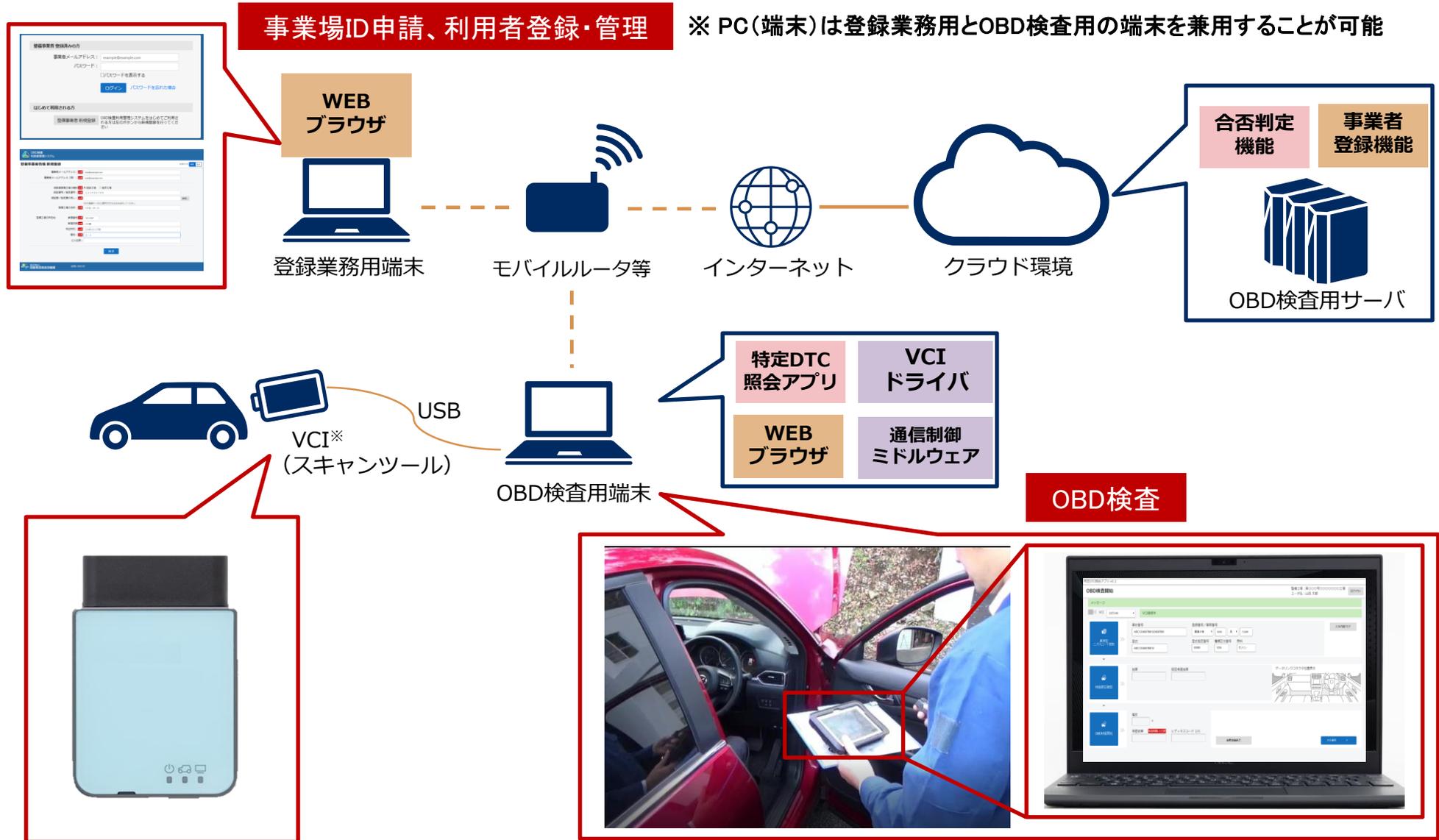
※3 輸入車は2025年10月

1. OBD検査の概要

＜OBD検査システムの全体構成＞



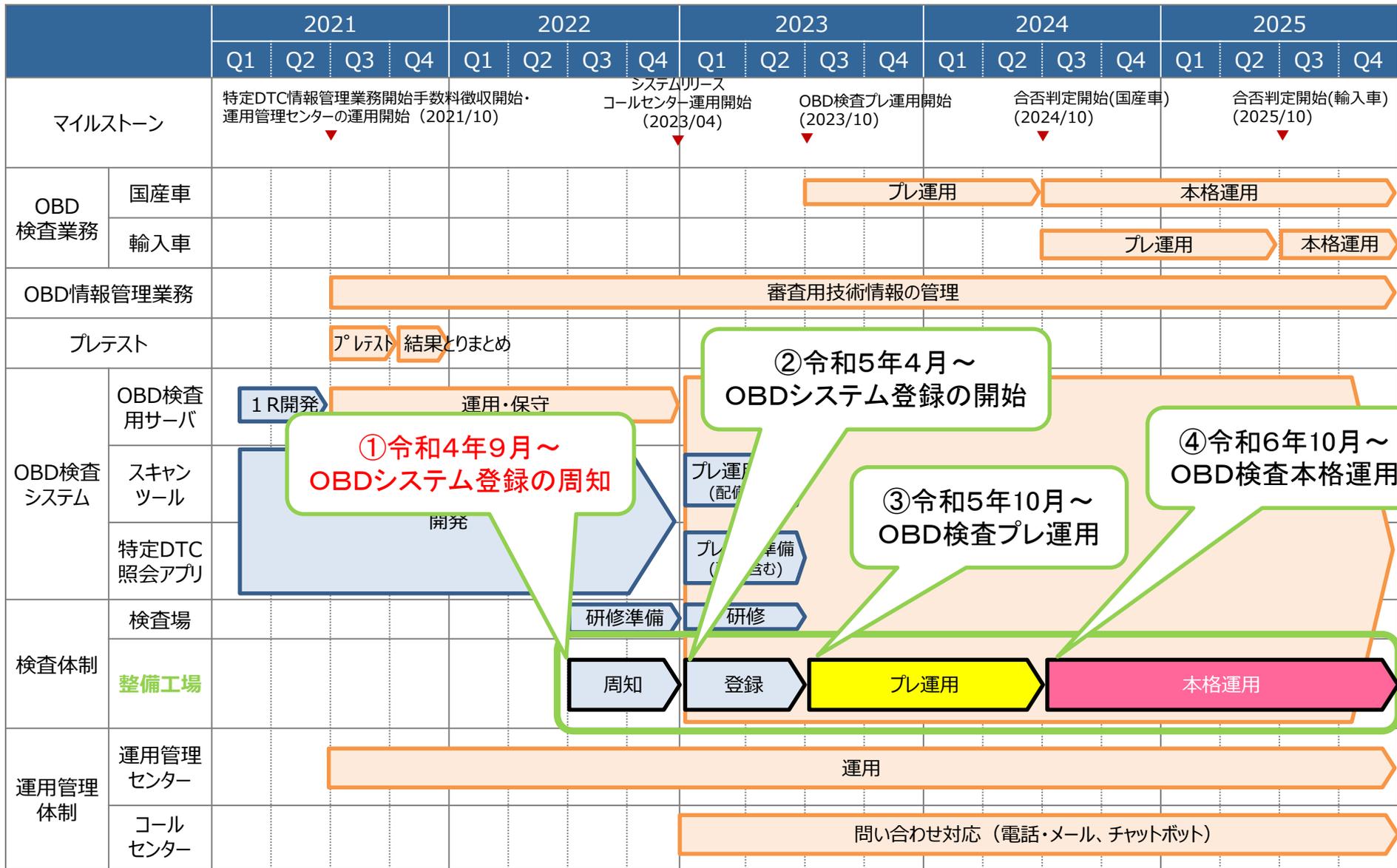
2. OBD検査のシステム構成



※パソコンと車両の間の通信を中継する装置。スキャンツールの一部。

3. OBD検査の導入スケジュール

【凡例】  : OBD検査に向けた準備業務
 : OBD検査の運用にかかる業務



3. OBD検査の導入スケジュール

【OBDシステム登録の開始(令和5年4月～)】

OBD検査に必要な機器等の準備

インターネット環境

PC・タブレット

検査用スキャンツール

必要に応じて

- ※Windows10
- ※特定DTC照会アプリ

※車検証読取用。手入力も可。



▲ICタグリーダー



▲QRコードリーダー

【参考】検査用スキャンツールの準備状況

- 令和3年10月、「指定自動車整備事業規則」等が改正され、指定自動車整備事業者等に、新たに電子的な検査を行うための機器(検査用スキャンツール)を備えなければならないことが義務化されました。
- また、同月に「自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準」が改正され、指定自動車整備事業者等にて備えるべき検査用スキャンツールの技術基準を定められました。
- 令和4年6月、「自動車検査用機械器具の基準適合性試験要領(通達)」が改正され、当該通達に基づいて認定を受けた検査用スキャンツールが、OBD検査に使用できることが定められました。
- 今後、スキャンツールメーカーから、検査用スキャンツールの開発や基準適合性の要件確認が行われ、検査用スキャンツールとして認定される予定となっております。

3. OBD検査の導入スケジュール

【OBDシステム登録の開始（令和5年4月～）】

検査用スキャンツールでOBD検査・確認を実施するためには、国による認証を受けている事業場であることを前提に、事前準備としてOBD検査システムの利用のために認証番号（指定事業者の場合は指定番号）等を入力して利用申請したうえで、OBD検査に用いるアプリ（特定DTC照会アプリ）を使用する工員や検査員の登録をする必要があります。

事前準備
（令和5年4月～）

検査開始
（令和6年10月～）

事業場の認証・指定（国への申請）

事業場ID申請（自動車機構への申請）

利用者（工員・検査員等）登録・管理

特定DTC照会アプリインストール

プレ運用（令和5年10月～6年9月）

受入点検

整備

完成検査

3. OBD検査の導入スケジュール 【OBDシステム登録の開始(令和5年4月～)】

- 指定・認証工場は、OBD検査システムを利用するために、令和5年4月以降に、専用ポータルサイトからメールアドレス等を登録して事業場ID登録の申請受付を開始します。

【システムの初回ログインまでの流れ(予定)】

指定・認証工場



独立行政法人
自動車技術総合機構
OBD検査ポータルサイト

試作中画面イメージ

メールアドレス:	abc@def.com
管理責任者名:	必須 整備太郎
事業場の名称:	必須 XX事業場
事業場の略称:	事業場(略称)
<small>略称は、ログインユーザーの所属名称欄に表示されます。</small>	
事業場の所在地:	必須 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番地〇〇号
事業場の電話番号:	必須 xxx-xxx-xxxx
管轄運輸支局:	必須 北海道運輸局 札幌運輸支局 ⑪
指定番号:	必須 xxxxxx
指定書の写し:	必須 xxxxx.pdf 参照



- 【② クライアント証明書をインストール用ツールをダウンロード】
- 【③ クライアント証明書をインストール】

【④ OBD検査システムへの初回ログイン】

【① ポータルサイトから事業場IDの申請】

① 申請受付メール

② 申請完了メール(初回ログインURL)

③ クライアント証明書の招待コード



OBD検査システム 運用管理センター

4. OBD検査の導入に向けて

整備事業者の皆さまにご確認いただきたい点

1. 令和5年4月からOBD検査システムがリリース※されます。
※ リリースが近くなりましたら、改めて正式なご案内をいたします。
2. OBD検査システムには利用者登録等の準備が必要です。
3. 利用者登録はインターネットからの申請が必要です。
4. 令和5年10月(予定)からOBD検査のプレ運用が可能です。
5. 令和6年10月からOBD検査の本格運用が開始されます。

以上、ご理解ご協力の程、よろしく願いいたします。

事 務 連 絡
令和4年4月21日

各運輸支局首席陸運技術専門官 殿

自動車技術安全部整備・保安課長

自動車整備士技能検定申請書記載の注意喚起について

標記については、国土交通省では自動車整備士技能検定における実務経験について虚偽の申請を行った東北管内の該当者に対して「自動車整備士技能検定合格の無効について」（令和4年4月19日付け、中検委第1号）により合格の無効の処分を行ったところですが、今回の虚偽申請については、該当者が二種養成施設に提出した実務経験証明書について、自動車特定整備事業者が事実と異なる証明をしていたことが確認されております。

自動車整備士技能検定に係る実務経験の虚偽の申請については、機会ある度に注意喚起を行っているところであり、今回の事案は自動車特定整備事業者が自動車整備士技能検定の申請行為には直接関与はしていないものの、同種事案の再発防止を徹底する必要があります。

つきましては、「自動車整備士技能検定申請書記載の注意喚起について」（平成18年3月1日付け、事務連絡）による申請書記載時の注意喚起の内容及び自動車特定整備事業者の証明行為等について、遺漏無く実施するよう関係者等に対して周知徹底されますようお願いいたします。

申請書の記載は正しくお願いします。

自動車整備士技能検定の虚偽申請があったことが発覚し、検定合格を無効とする事例が発生しています。

自動車整備士技能検定申請書には、事実を記載していただくようお願いをします。

特に、実務経験等の記載内容が正しくないことが判った場合は、検定合格の無効などの処分を受ける（合格を無効とされた場合、最大3年の受験停止となります。）ことがありますので、注意してください。

なお、御不明な点がある場合や詳細をお知りになりたいときは、お近くの運輸支局にお問い合わせください。

実務経験に関する規定

自動車整備士技能検定の受験資格に係る自動車等の整備作業に関する実務経験の確認について（自整第46号の2 平成12年3月28日）（抜粋）

1. 実務経験として認められる自動車等の整備作業

検定規則第2条中の二級ガソリン自動車整備士から三級二輪自動車整備士までに掲げる自動車整備士の実務経験として認められる自動車の整備作業とは、次の（1）各号に掲げる事業場又は業務において行われている（2）ア. 各号に掲げる分解、点検、調整等の整備作業をいう。

検定規則第2条中の自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士の実務経験として認められる自動車の装置の整備作業とは、次の（1）各号に掲げる事業場又は業務において行われている（2）イ. 中の該当する号において示すそれぞれの分解、点検、調整等の整備作業をいう。

ただし、これらの場合において、オイル、タイヤ、灯火装置、ワイパー・ブレード等の交換作業のみの整備作業及びアルバイト等臨時で勤務しているような作業経験は実務経験とは認められない。

(1) 事業場又は業務

- ア. 道路運送車両法第78条の自動車分解整備事業の認証を受けた者の事業場
- イ. 道路運送車両法第94条の優良自動車整備事業者の認定を受けた者の事業場
- ウ. 「自動車の定期点検整備促進対策に使用するステッカーに対する運輸省名義の使用について（昭和48年8月17日付自整第176号・自公第40号）中の定期点検整備促進対策要綱5.（2）に規定する特定給油所（特定給油所とは、自家用乗用自動車の、4輪主ブレーキ及び駐車ブレーキがすべてディスク・ブレーキである自動車の1年ごとの定期点検整備（分解整備を除く。）を確実に実施したとき、「定期点検整備促進運動」による点検整備済ステッカーを交付できる給油所をいう。）
- エ. 上記ア. 又はイ. に掲げる事業場以外の自動車タイヤ整備作業工場、自動車電気装置整備作業工場及び自動車車体整備作業工場並びに自動車整備用機械器具を備え付けた整備作業場を有するガソリン、自動車部品、自動車用品等の販売事業者の事業場
- オ. （社）日本自動車連盟（JAF）の路上故障自動車救援業務
- カ. 上記各号に掲げるものと同等の整備作業を行い得るその他の事業場又は業務

(2) 分解、点検、調整等の整備作業

- ア. 自動車の整備作業
 - ①道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る整備作業
 - ②キャブレター、インジェクション・ポンプ等の主要な装置の点検、調整等の整備作業
 - ③自動車の装置、主要部品等の交換を行う整備作業
 - ④自動車の装置、主要部品等に係る点検、調整等の整備作業
 - ⑤上記各号に掲げるものと同等の自動車の点検、調整等の整備作業
- イ. 自動車の装置の整備作業
 - ①自動車タイヤ整備士にあつては、ホイール・アライメント又はホイール・バランスの点検、調整等のタイヤに係る整備作業
 - ②自動車電気装置整備士にあつては、充電装置、始動装置、点火装置又は各種電子制御装置の点検、調整等の電気装置に係る整備作業
 - ③自動車車体整備士にあつては、フレーム又はボディーの点検、修正、改造等の車体に係る整備作業

- 令和3年度の大型車の車輪脱落事故発生件数は123件(速報値、精査中)と、令和2年度から8件減少した。
- 車輪脱落事故車両を調査した結果、ホイール・ボルトやナットに著しいさびやゴミ等の異物が付着しているものや、ホイール・ナットとワッシャーの摺動部に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットがスムーズに回転しないものが確認され、タイヤ脱着時の点検・清掃作業や部品交換が適切に行われていない事案が確認された。

事故事例調査により確認された部品交換が適切に行われていない部品事例

著しいさびや汚れによる
ホイール・ナットとワッシャーの固着



初度登録年:平成24年 使用の本拠地:関東

ホイール・ナットに付着した著しいさびやゴミ、泥等の異物により、ナットのワッシャーの摺動部がさび付き、固着している。

スムーズに回転しない
ホイール・ナット



初度登録年:平成25年 使用の本拠地:九州

ホイール・ナットとワッシャーの摺動部に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットとワッシャーがスムーズに回転しない。

ホイール・ボルトに
著しいさびや汚れの付着



初度登録年:平成24年 使用の本拠地:関東

ホイール・ボルトのねじ山に著しいさびやゴミ、泥等の異物が付着している。

ホイール・ボルト付近に さび汁の痕跡



初度登録年:平成24年 使用の本拠地:関東



初度登録年:平成24年 使用の本拠地:関東

ディスク・ホイールやホイール・ボルト付近に発生した僅かなすき間に雨水やゴミ等の異物が付着し、著しいさびが発生したことによりさび汁が流れ出した痕跡がある。

著しいさびによる ディスク・ホイールの損傷



初度登録年:平成24年 使用の本拠地:関東



初度登録年:平成27年 使用の本拠地:中国

ボルト穴や飾り穴のまわり、ホイール・ナットの当たり面に著しいさびによる剥離等の損傷が発生している。

経年使用による 段付き摩耗の発生



初度登録年:平成27年 使用の本拠地:中部



初度登録年:平成27年 使用の本拠地:東北

ホイール・ナットの当たり面やハブとディスク・ホイールの当たり面に、経年使用に伴う著しい段付き摩耗が発生している。

大型車の車輪脱落事故防止について

令和4年9月
東北運輸局自動車技術安全部

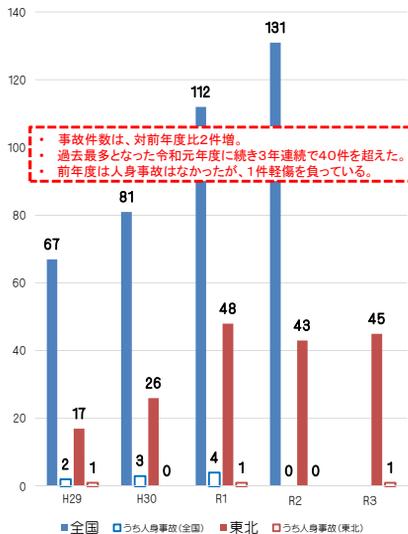


掲載事項

1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）
2. タイヤ交換作業等の実態調査結果
（大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG）
3. 事故発生メカニズム（推定）
4. 車輪脱着作業手順（4つのポイント）
5. 大型車の車輪脱落事故防止特別ページの紹介

1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）①

大型車車輪脱落事故*発生件数の推移



- ・ 事故件数は、対前年度比2件増。
- ・ 過去最多となった令和元年度に続き3年連続で40件を超えた。
- ・ 前年度は人身事故はなかったが、1件軽傷を負っている。

※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

青森



岩手



宮城



秋田



山形



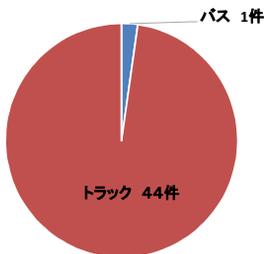
福島



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）②

業態別(大型バス・大型トラック)



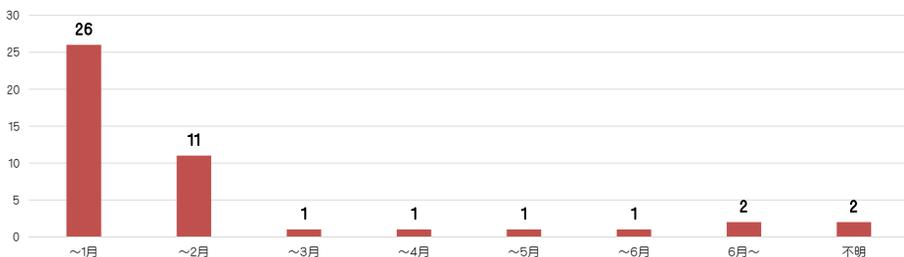
- ・ 前年度はトラックのみの発生だったが令和3年度はバスでも1件発生。

事業用・自家用別

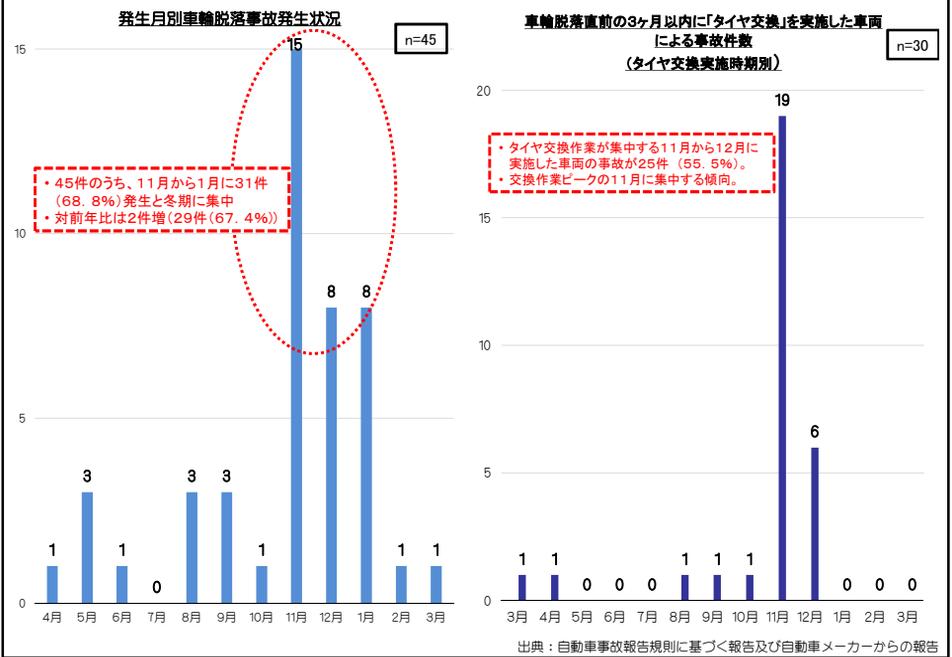


- ・ 対前年度比は事業用4件増、自家用3件減、自家用にはバスの発生もある。

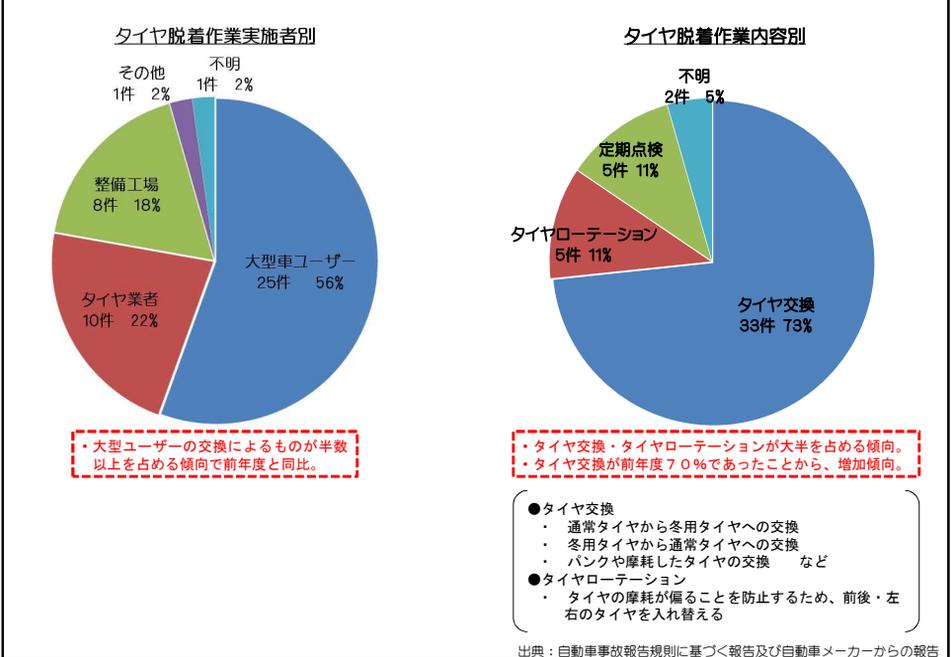
車輪脱着作業から事故発生までの期間別件数



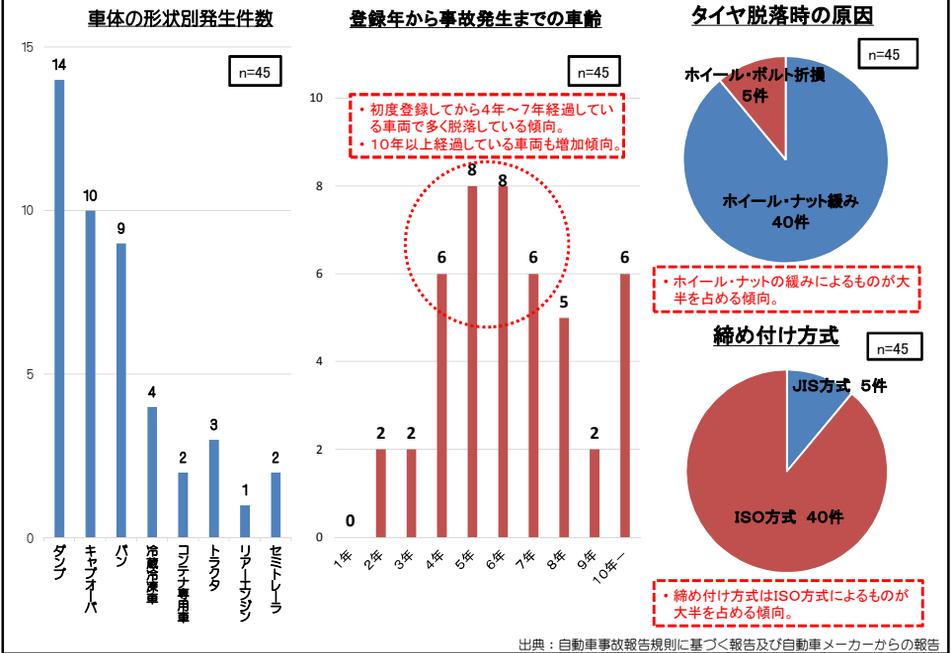
1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）③



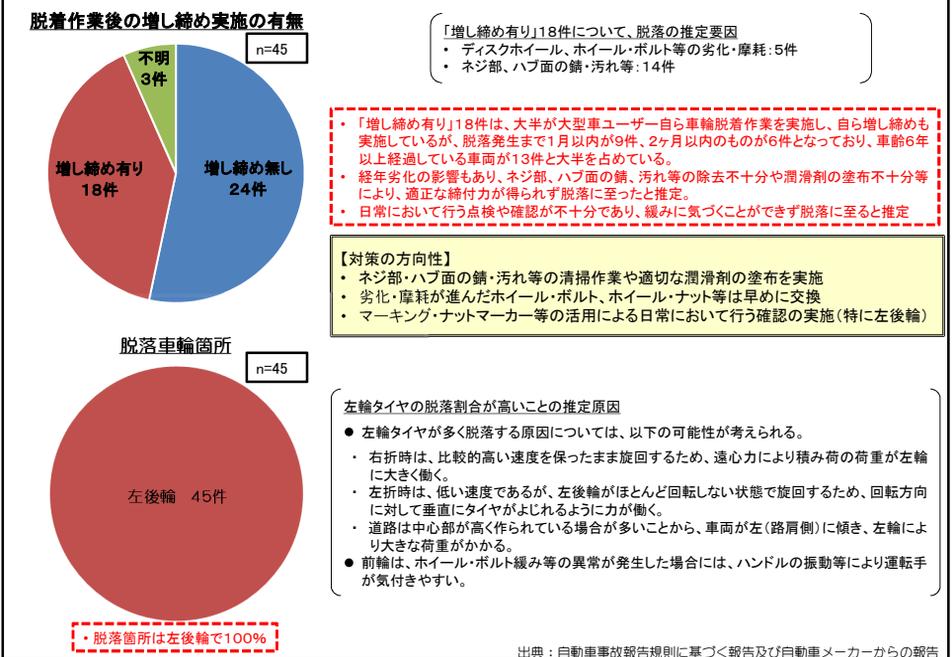
1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）④



1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）⑥



1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）⑥



2. タイヤ交換作業等の実態調査結果 (大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG)

◎車輪脱落事故を起こしていない事業者のタイヤ交換作業等の実態を把握するため、アンケート形式による調査を実施し、車輪脱落事故を起こした事業者の実態と比較分析したところ、次の傾向が見られた。

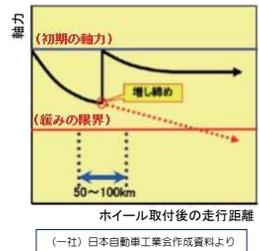
- ▶ 事故発生事業者は自社でのタイヤ交換が多いのに対し、事故未発生事業者は外注業者（タイヤ交換業者、整備工場）でのタイヤ交換が多い。
- ▶ タイヤ交換時のホイール・ボルト、ホイール・ナットの劣化摩耗状況確認は、事故発生事業者の方が実施している割合は低い。
- ▶ タイヤ交換時は、いずれの事業者の場合でも規定された締め付けトルクでホイール・ナットを締め付けていない実態が多い。
- ▶ 増し締めを実施していない割合は、事故未発生事業者の方は低いものの緩みがあれば実施している割合が高い。
- ▶ 増し締め時は、事故未発生事業者の方が規定された締め付けトルクでホイール・ナットを締め付けている実態が多い。

出典：大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG－車輪脱落事故防止対策の方向性－中間とりまとめ
概要版：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/images/t2-1/WGchukan_abst.pdf
詳細版：<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/images/t2-1/WGchukan.pdf>

3. 事故発生メカニズム（推定）

◎ホイール・ボルト折損、ホイール・ナット脱落により車輪が脱落

- ①ボルト・ナットに錆や傷がある場合や、エンジンオイルを塗布しない場合には、規定トルクで締め付けても必要な軸力（締結力）が得られない場合があり、初期なじみの影響等で、軸力が徐々に低下し、ホイールナットの緩みが発生 **【予兆】**



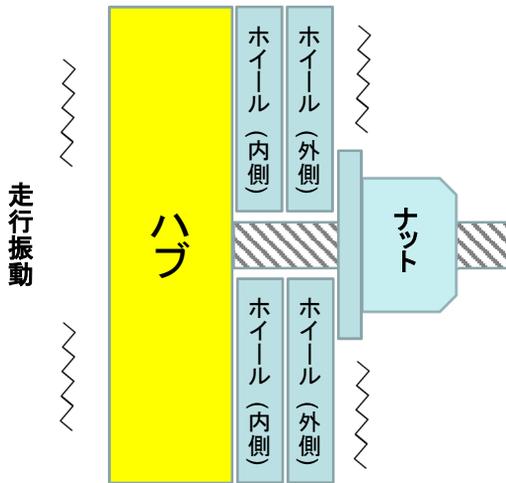
- ②ホイール・ディスクのがたつきが発生
- ③ホイール・ナットに過度な負荷が生じ、ボルト折損やナット脱落発生
- ④このため、ホイール・ディスクが車軸と保持できなくなり、車輪脱落が発生

注：本推定メカニズムは、実験等での検証は行われておりません。

3. 事故発生メカニズム（推定）

(1) ホイール脱着作業後の初期なじみによる緩み発生

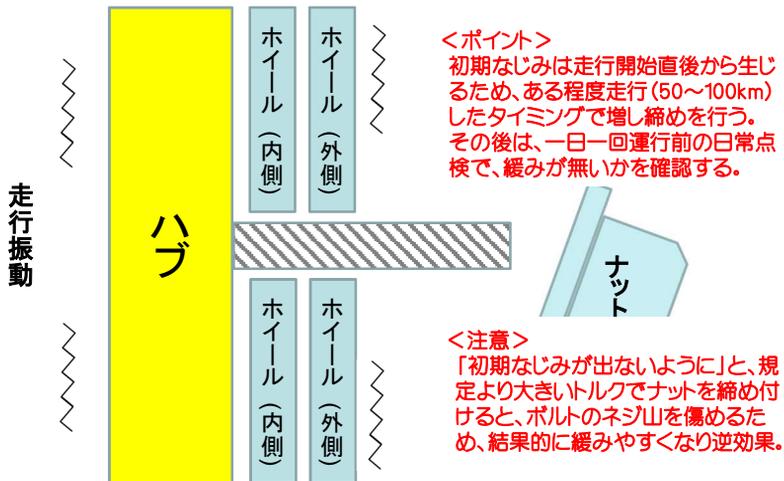
① ホイール脱着作業の後、しばらく走行すると「初期なじみ」が生じる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

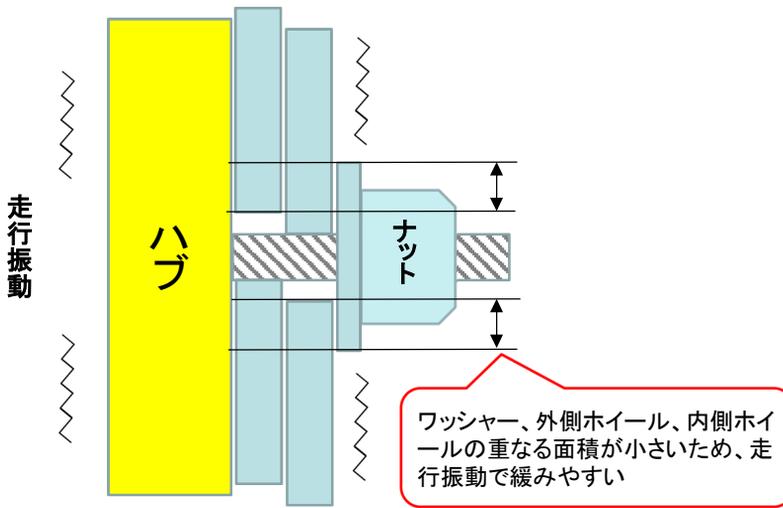
(1) ホイール脱着作業後の初期なじみによる緩み発生

② そのまま走行していると徐々に緩みが進み、ナットが外れる。その後ホイールも外れる。



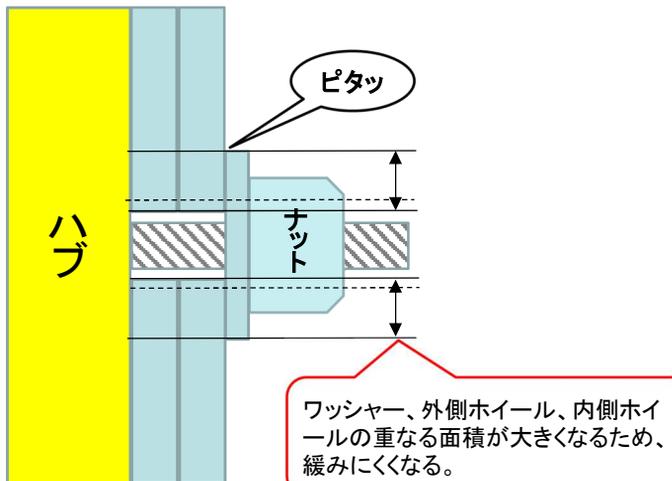
3. 事故発生メカニズム（推定）

(2)ホイール脱着作業時のボルト穴位置の不一致による緩み発生



3. 事故発生メカニズム（推定）

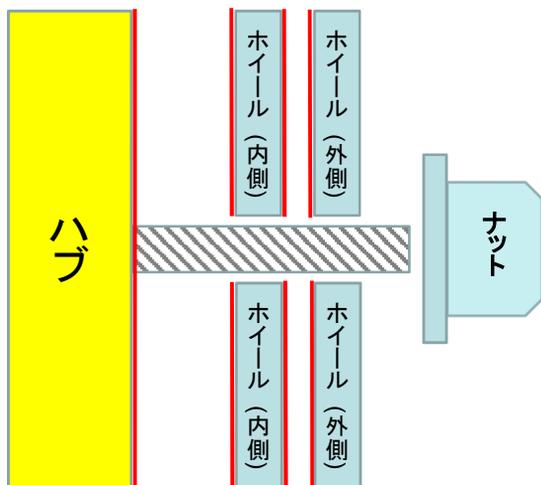
(2)ホイール脱着作業時のボルト穴位置の不一致による緩み発生



3. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

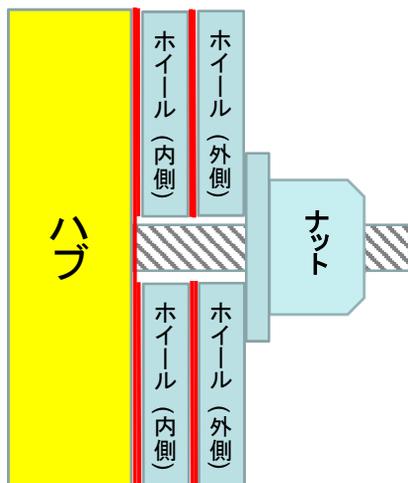
①各当たり面の錆や泥等を清掃しないまま組み付けると・・・。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

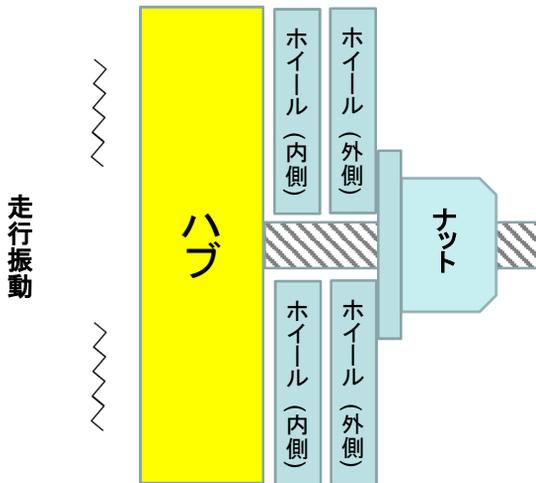
②当たり面の間に錆等の層が挟まれた状態で締め付けられる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

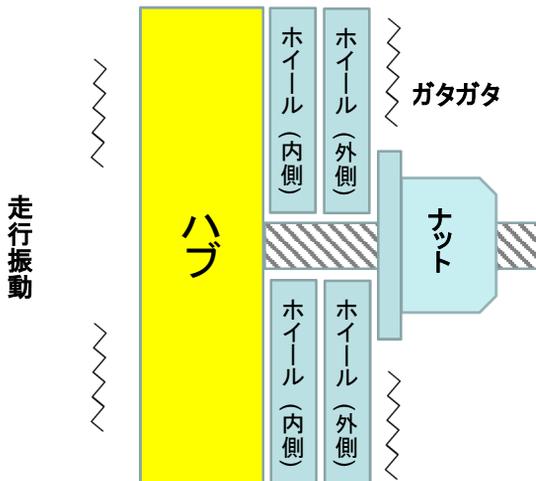
③ 走行振動により錆等の層が脱落する。



3. 事故発生メカニズム（推定）

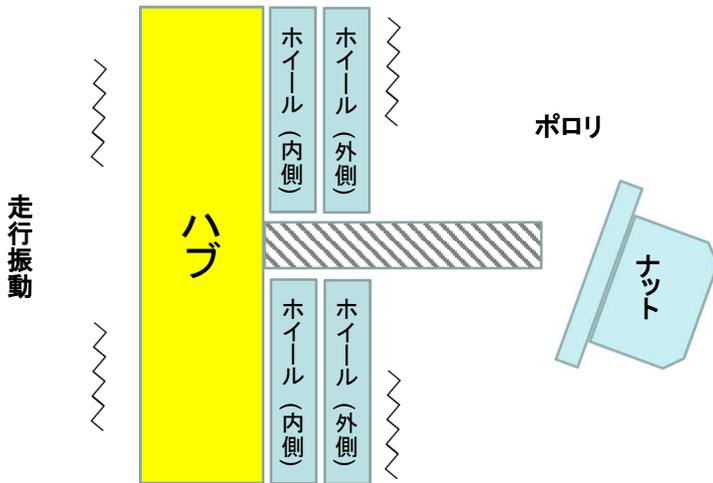
(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

④ すき間ができることによりナットの締結力が低下し、走行の振動により緩みが生じる。



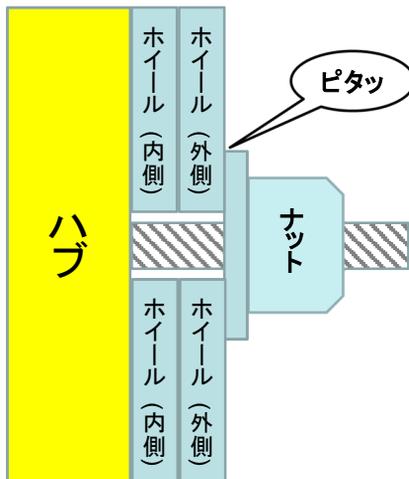
3. 事故発生メカニズム（推定）

- (3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生
⑤ 緩みが進み、ナットが外れる。その後ホイールも外れる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

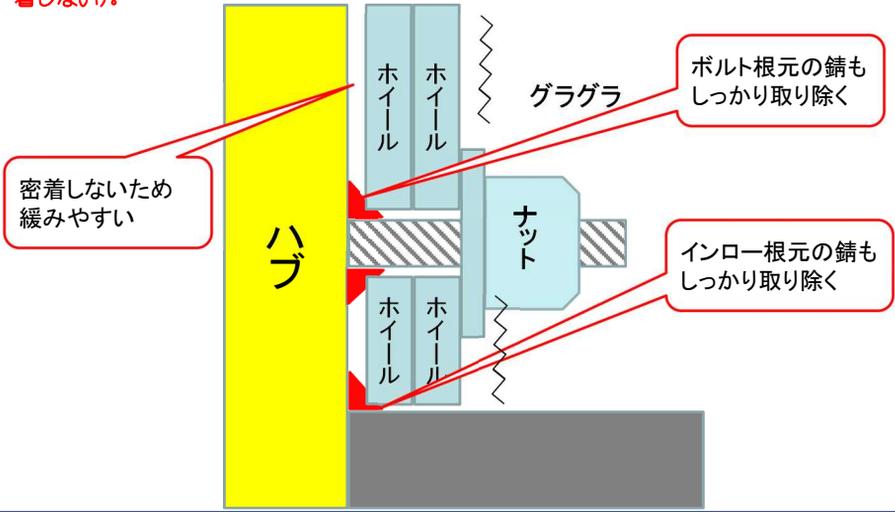
- (3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生
防ぐためには → 当たり面の錆、泥、汚れ等をしっかり落としてから組み付ける。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

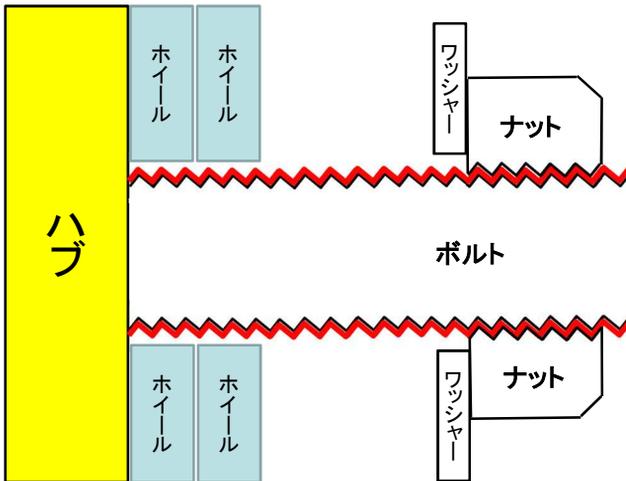
ボルトや、ハブはめ合い部(インロー部)根元の錆にも注意(錆が挟まり、ホイールとハブが密着しない)。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

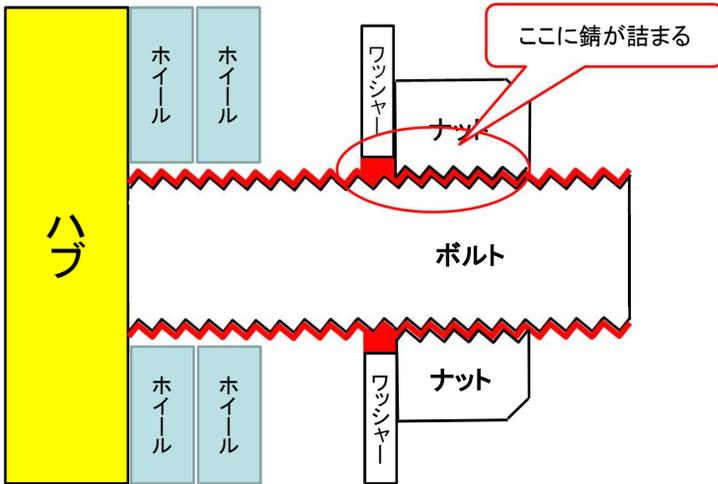
①ボルト、ナットの錆びを落とさないまま締め付けると・・・。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

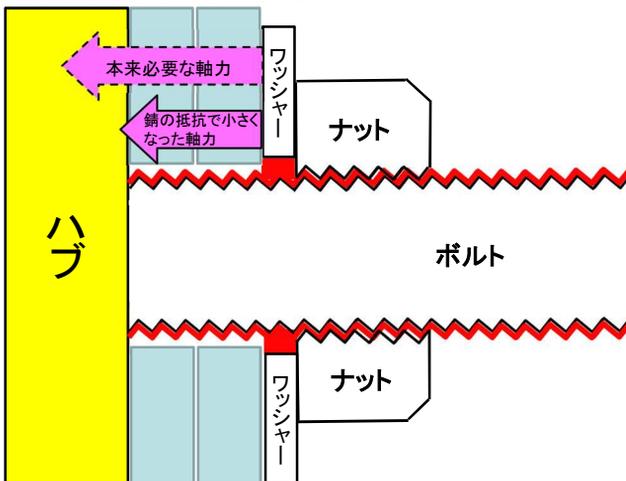
② ナットが進むにつれ、削れた錆がネジ山に詰まっていく。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

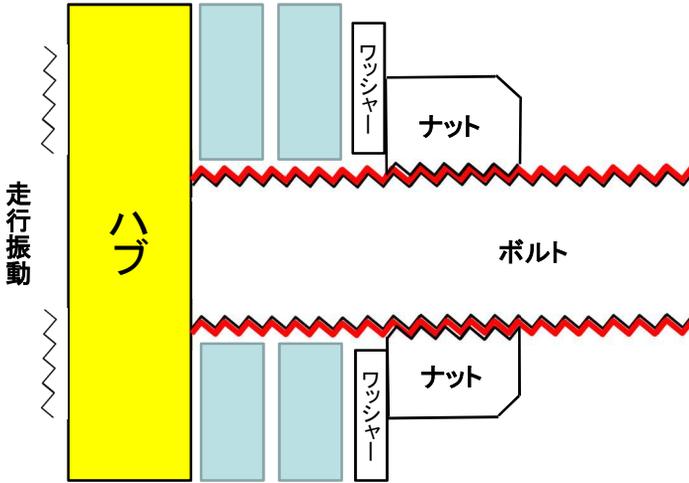
③ ネジ山に詰まった錆が締め付けの抵抗となり、規定トルクで締め付けても、本来必要な軸力（締結力）が得られない状態となる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

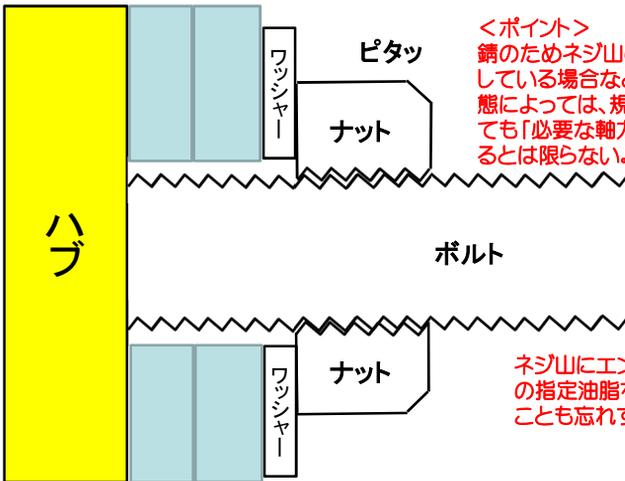
④ 走行振動で緩む。最終的にナットが外れ、ホイールも外れる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

防ぐためには → ボルト、ナットが錆びている場合、錆を落としてから締め付ける。



<ポイント>

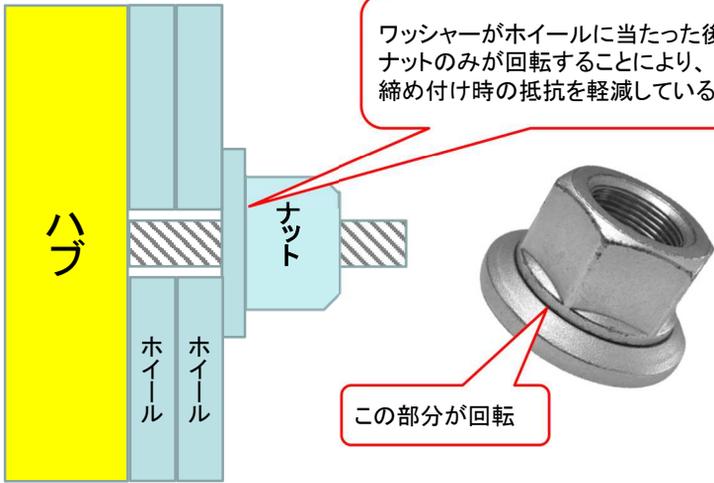
錆のためネジ山の形が崩れたり損傷している場合など、ボルト・ナットの状態によっては、規定トルクで締め付けても「必要な軸力（締結力）」が得られるとは限らない。

ネジ山にエンジンオイルなどの指定油脂を薄く塗布することも忘れずに。

3. 事故発生メカニズム（推定）

(5) ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

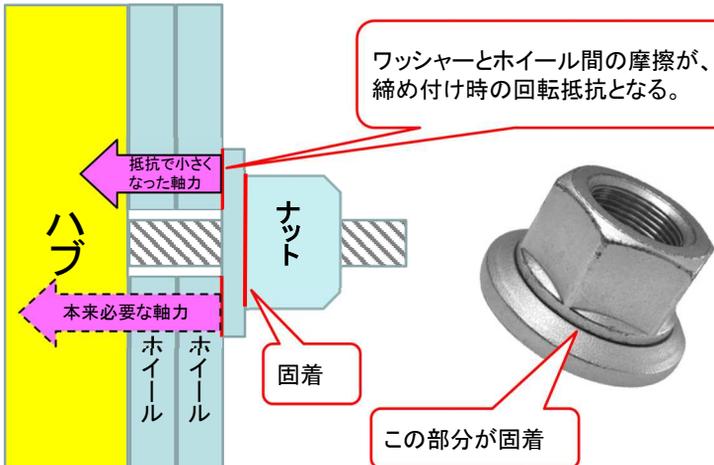
- ① ISO方式のナットワッシャーには、スムーズに回ることによって締め付け時の回転抵抗を軽減する機能がある。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(5) ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

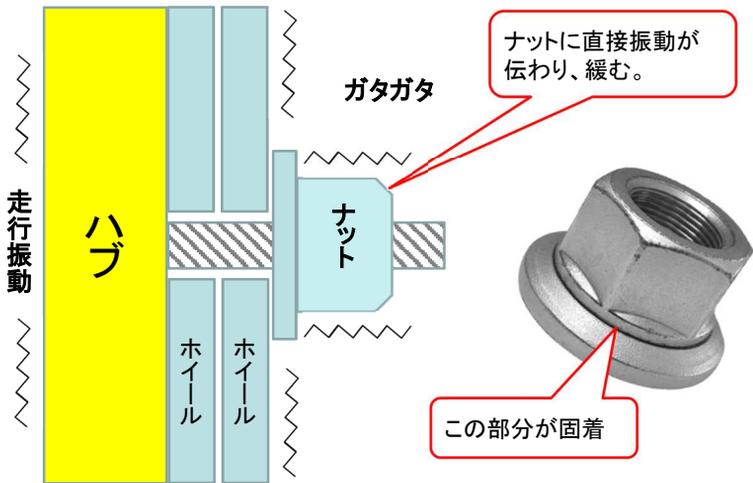
- ② ナット-ワッシャー間が錆等によりスムーズに回らないと、締め付け時の回転抵抗が大きくなるため、規定トルクで締め付けても、必要な軸力（締結力）を得られない。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(5) ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

③軸力（締結力）が小さく、また、走行振動がナットに直接伝わるため、ナットが緩みやすい。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(5) ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

③緩みが進み、ナットが外れる。その後ホイールも外れる。

ボルトネジ山の清掃と
指定油脂の塗布も忘れずに

<ポイント>

ワッシャーの回転の渋いナットは再使用しない。

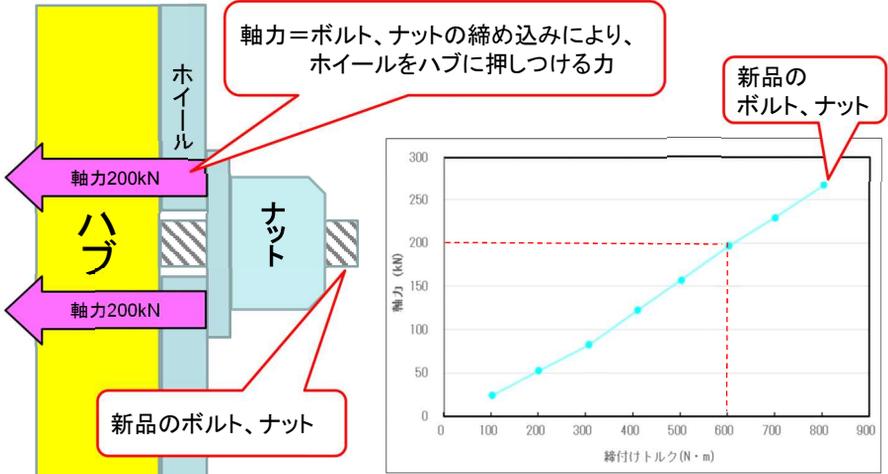
締め付け時にナット-ワッシャー間の回転部分にエンジンオイルなどの指定油脂を薄く塗布する。



3. 事故発生メカニズム

(参考) ボルト、ナットが新品の場合と錆を落とさない場合の「軸力」の差

①新品のボルト、ナットを使用し、トルク600N・mで締め付けると、軸力は約200kNまで上がる。

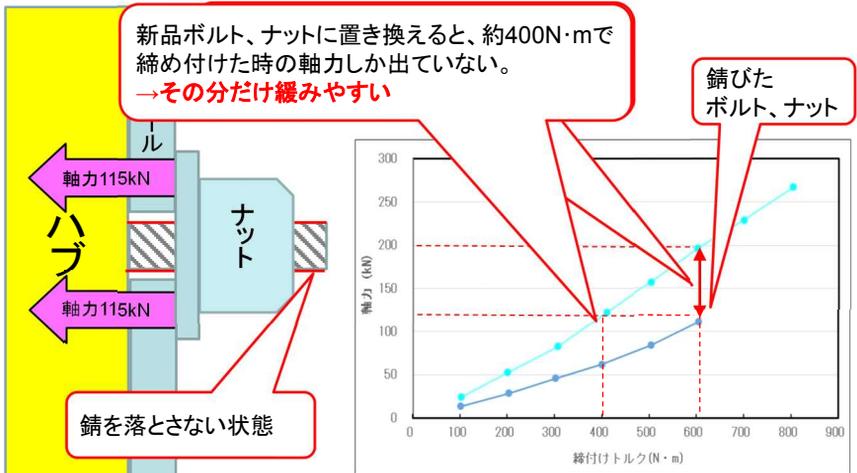


「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG」中間とりまとめにおける検証結果より

3. 事故発生メカニズム

(参考) ボルト、ナットが新品の場合と錆を落とさない場合の「軸力」の差

②錆を落とさないままのボルト、ナットを使用した場合、トルク600N・mで締め付けても、錆の抵抗により軸力は約115kNまでしか上がらない。

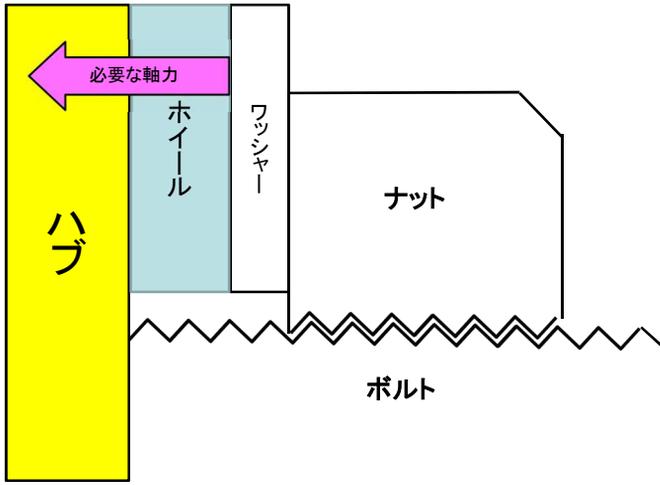


「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG」中間とりまとめにおける検証結果より

3. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

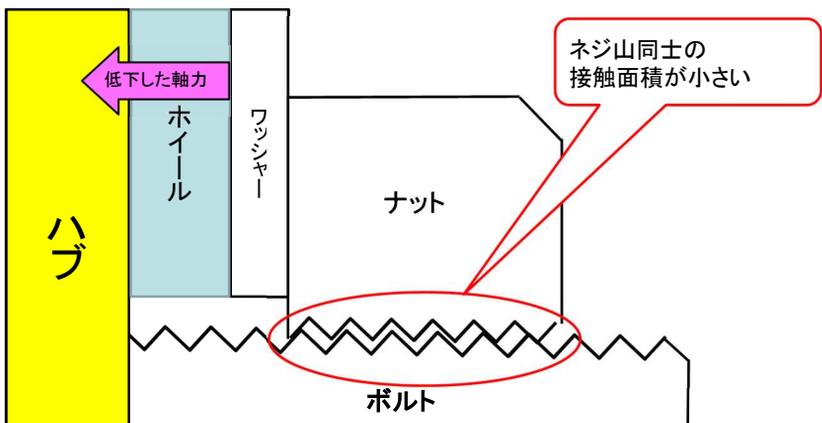
①正常なボルトとナットは、ネジ山がしっかりかみ合うことで必要な軸力（締結力）を維持している。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

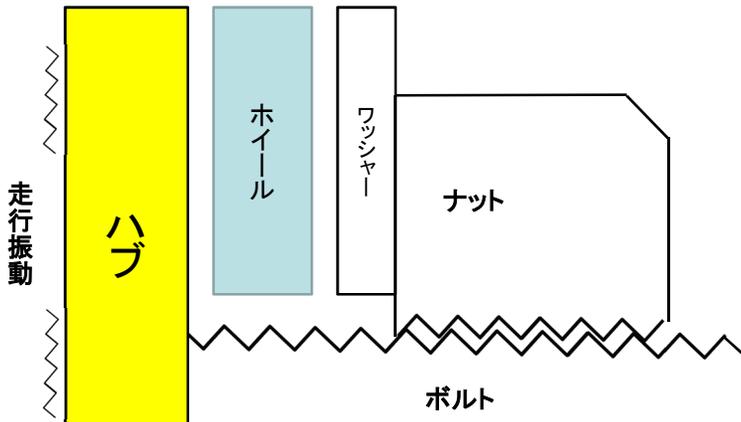
②ボルトが伸びたりネジ山が傷んだりしていると、ネジ山がしっかりかみ合わないため、軸力（締結力）を維持できない。また、傷や損傷が抵抗になり必要な軸力が得られない。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

③ 走行振動により緩む。最終的にナットが外れ、ホイールも外れる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

防ぐためには → 規定トルクを守ってボルトの伸び、ネジ山の傷みを防ぐ。
伸びたボルト、ネジ山の傷んだボルトは再利用せず交換する。

ボルトの伸び、ネジ山の傷みを防ぐポイント

- ① トルクレンチを使い、規定トルクで締め付ける。
 - 「とにかく強く締めればよい」という感覚では、ボルトの傷みは急速に進む（最悪の場合、ボルトが折れる）。
 - 「規定トルクの1~2割増し」でも、ボルトの傷みは進む。
 - 規定トルクを守り、増し締めや日常点検をしっかりと行うことが、ボルトの寿命を延ばす第一歩。
- ② 全てのナットを仮締めしてからトルクレンチで締め込む。
 - インパクトレンチでガチガチに締め付けてからトルクレンチを使っても意味が無い。
 - インパクトレンチを使用する場合は、エア圧力を下げた状態で仮締めまでとし、最後にトルクレンチで締め込む。
 - 特に、ナットをボルト先端から一気に締め込むと、慣性によりナットの回転に勢いが付き、想像以上に締め付けトルクが上がってしまう。

7. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

過大なトルクでの締め付けにより伸びたホイールボルト

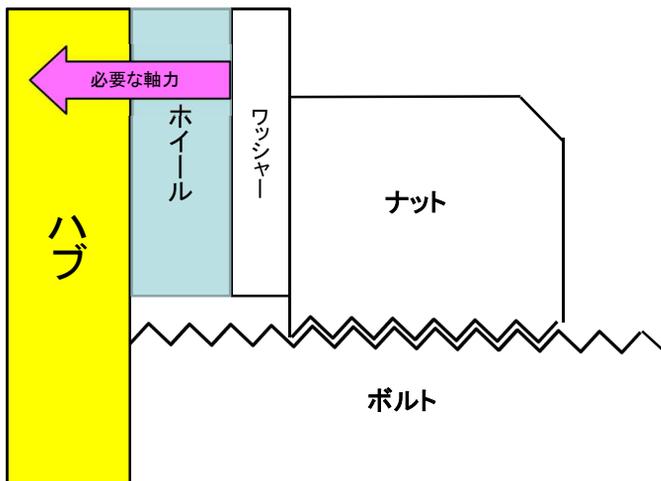


資料提供:(有)うるし山タイヤ

3. 事故発生メカニズム（推定）

(7) ボルトの痩せによる緩み発生

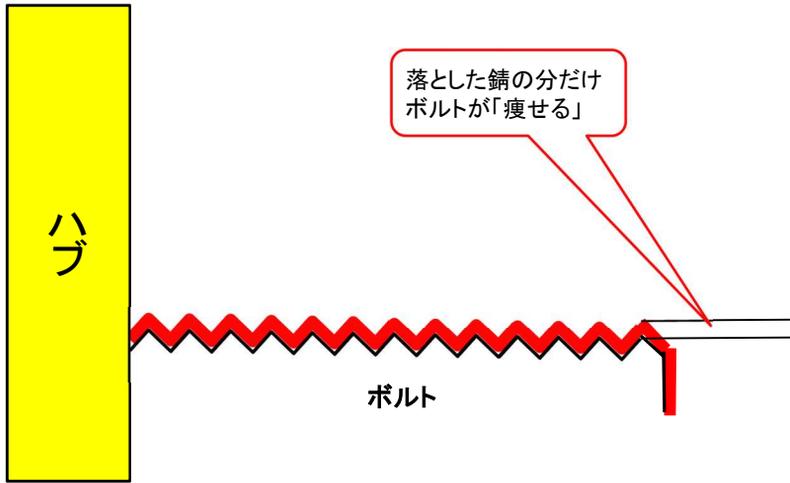
① 正常なボルトとナットは、ネジ山がしっかりかみ合うことで必要な軸力（締結力）を維持している。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(7) ボルトの痩せによる緩み発生

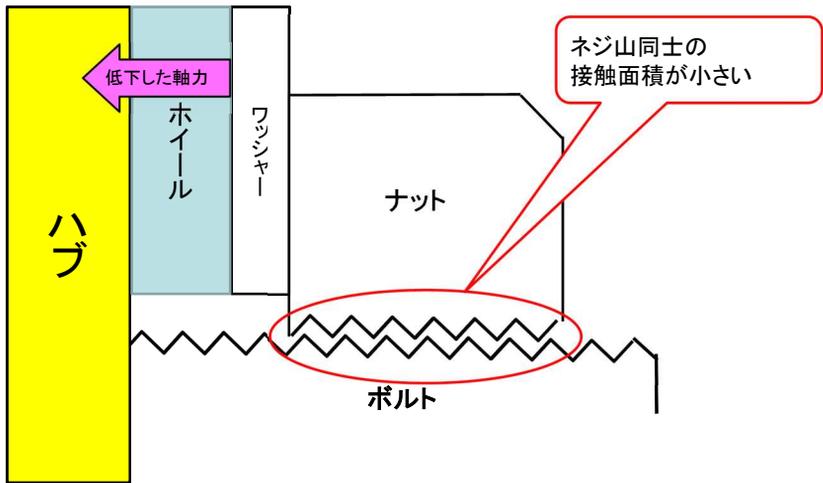
②ボルトの錆がひどい場合、錆を落としても元のボルトよりも「痩せた」状態となる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(7) ボルトの痩せによる緩み発生

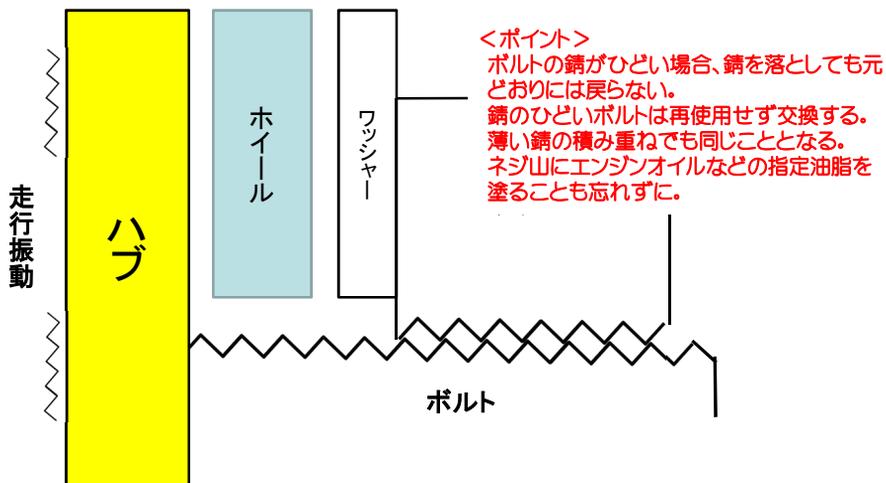
③ボルトが痩せていると、ネジ山がしっかりかみ合わないため、軸力（締結力）を維持できない。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(7) ボルトの痩せによる緩み発生

④ 走行振動により緩む。最終的にナットが外れ、ホイールも外れる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

まとめ

ここまで紹介した他にもナットが緩む要因は存在し、それらが複合的に発生することにより、車輪脱落事故の発生に至っていると考えられます。

よって、車輪脱落事故の防止については、以下の取組の全てを確実に実行する必要があります。

- 必要な知識を持った者が正しい手順によりタイヤ交換作業を行うとともに、ホイール、ボルト、ナット及びハブの状況を確認し、状況に応じ、それらの交換も含めた必要な措置を行う（特に錆びている場合に注意）。
- タイヤ交換作業後50～100km走行後に、トルクレンチを使用し、必ず規定トルクでナットの増し締めを行う。
- 一日一回運行前の日常点検で、ナットの緩みの有無を必ず確認するとともに、錆汁の痕跡といった予兆を見逃さず、必要な措置を行う。

4. 車輪脱着作業手順（4つのポイント）

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

夏冬 **タイヤ交換後の 大型車の車輪脱落事故に注意!**

～大型車の車輪脱落事故を防ぐ新しい「お・ち・な・い」～

お とさない!
脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善な手段です。

ち やんと清掃、ちゃんと給脂!

※ボルト・ナットの溝や内側を裏返し、エンジンオイルなどを塗布して汚れを落とす。汚れを落とさないと、ボルトやワッシャーがスムーズに回転するのを妨げます。



な ツット締め、トルクレンチを必ず使用!



※規定トルクを厳守し、目盛りが正確に読み取れるように調整してください。

※締めすぎると、ボルトやワッシャーが破損する可能性があります。



い ちにも一回、細目の点検!



※運行前にボルト、ナットを目で見て手を触って点検。

※特に気温が多い気候は、点検は定期的に行ってください。



詳しくはこちらから!



※本資料は、事業者向け教育資料です。大規模事業者連合会（NAC）が主催する「安全・健康・環境推進委員会」が作成した資料です。この資料は、事業者向けに提供されています。詳しくはこちらから! (QRコード)

◎車輪取付を正しく行い、日々の点検を行うことにより車輪脱落事故を防ぐことが可能です。

◎特に東北地方では、ホイール、ボルト、ナット及びハブの錆に注意してください。

◎車輪取付作業方法や点検方法の情報は、東北運輸局特別ページに集約したので再確認ください。

◎特に注意願いたいポイントを絞ったものを「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」として周知しています。

- 脱落防止はまず点検・・・・・・・・・・ **お**
- ボルト・ナットの清掃及び給脂・・・・・・・・ **ち**
- 規定トルクで確実な締め付け・・・・・・・・ **な**
- 日常点検（運行前点検）での確認・・・・・・・・ **い**

5. 大型車の車輪脱落事故防止特別ページの紹介

◎今般、東北運輸局のホームページ上に、大型車の車輪脱落事故防止に関する情報を集約した特別ページを開設しました。

◎本資料も掲載しているなので、車輪脱落事故防止のため社内教育等の場面でのご活用をお願いします。



東北運輸局 特別ページ



令和4年6月
自動車局整備課

検査標章の貼付位置の見直しについて（概要）

1. 改正の背景

自動車に表示する検査標章については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第66条により、自動車は自動車検査証を備え付け、かつ、検査標章を表示しなければ運行してはならないこととされている。

この検査標章については、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第37条の3において自動車の前面ガラスの内側に前方から見易いように貼り付けることにより表示するよう規定され、また、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）（昭和36年11月25日付、自車第880号）」（以下、「実施要領」という。）により具体的な貼り付け位置が定められているところ。

本来、自動車の保守管理については使用者の責任のもと行われるものであるが、自動車使用者の車検の受け忘れ等により、少なからず車検切れ状態により運行されている自動車が存在しており、このような車両による事故は被害者及び関係者はもとより加害者にも甚大な負担を強いることとなる。

このことから、無車検運行防止対策の一環として、これまで前方から見易い位置に表示することを目的としていた検査標章の表示を、前方から見易い位置であるとともに運転者が検査標章に表示している自動車検査証の有効期間を容易に確認できる位置に表示する改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

自動車検査業務等実施要領の一部改正

道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則により自動車の前面ガラスに表示することが規定されている検査標章について、具体的な表示位置を定めている自動車検査業務等実施要領において以下の改正を行う。

○前面ガラスに貼り付けて表示する検査標章の表示箇所は、前方かつ運転者席から見易い位置として、前面ガラスの運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置。

3. スケジュール（予定）

公 布：令和4年8月

施 行：令和5年1月

後退時車両直後確認装置の協定規則を導入 (158号)

●改正概要

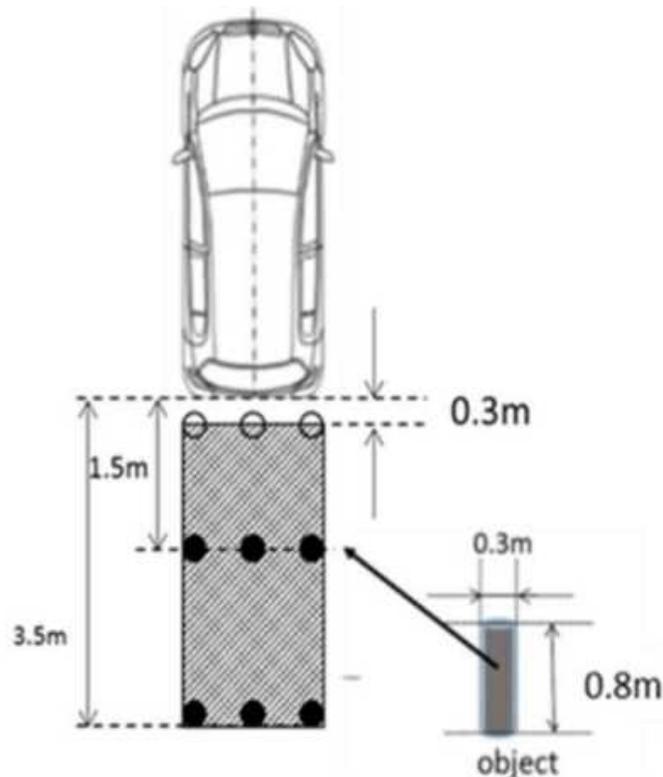
要件に適合する「**後退時車両直後確認装置**」(バックカメラ、検知システム又はミラー)を、自動車に備えなければならない

●対象車両及び施行日

対象： 二輪自動車等を除く自動車

施行： 令和 3年 6月10日

車両後退時の事故防止のための国際基準を導入



装置に求められる確認範囲
(バックカメラの場合)



バックカメラの一例
(日産セレナ)

事故情報計測・記録装置(EDR)の協定規則 を導入 (160号)

●改正概要

乗用車等には、事故時に車両に関する情報(車速、加速度、シートベルト着用有無等)を記録する「**事故情報計測・記録装置(EDR)**」を備えなければならない

●対象車両

- ・乗車定員 10人未満の 乗用車
- ・車両総重量 3.5t以下の 貨物車

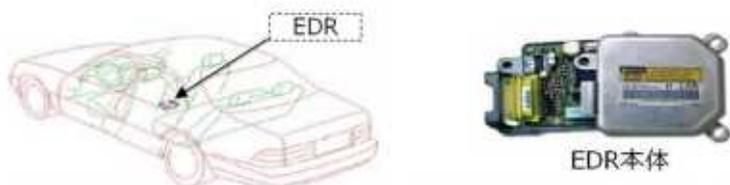
事故時の車両情報を記録するための国際基準等を導入

●適用日

新型車 : 令和 4年 7月 1日

継続生産車 : 令和 8年 7月 1日

【EDRの設置箇所と本体】



【EDRの作動イメージ】



【記録内容】

記録情報の内容 (一部抜粋)	記録時間〔秒〕 (事故発生時を0秒とする)
①速度変化量	0~0.25
②車両表示速度	-5.0~0
③アクセル・ブレーキペダル踏込有無	-5.0~0
④シートベルト着用有無	-1.0
⑤衝突被害軽減ブレーキの作動状態※	-5.0~0

【適用日】

新型車※ : 令和 4年 7月 1日

継続生産車 : 令和 8年 7月 1日

※⑤については令和 6年 7月 1日

(異なる国連規則発行日に併せ追って別途の告示
改正が必要)

衝突被害軽減ブレーキの協定規則を改訂 (152号)

●改正概要

乗用車等には、対静止車両、対走行車両及び対歩行者の制動要件に加え、対自転車の制動要件に適合する衝突被害軽減ブレーキを備えなければならない

●対象車両

- ・乗車定員 10人未満の 乗用車
- ・車両総重量 3.5t以下の 貨物車

衝突被害軽減ブレーキの改訂

●適用日

新型車 : 令和 6年 7月 1日

継続生産車 : 令和 8年 7月 1日

- ② 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5 t 以下の貨物車には、対静止車両、対走行車両及び対歩行者の制動要件に加え、対自転車の制動要件に適合する衝突被害軽減ブレーキを備えなければならないこととする。

【主な試験法】(今回 (エ) を追加)

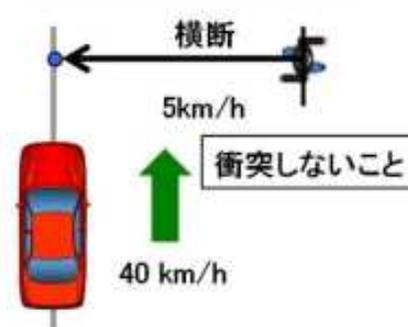
(ア) 静止車両に対する試験



(イ) 走行車両に対する試験



(ウ) 歩行者に対する試験



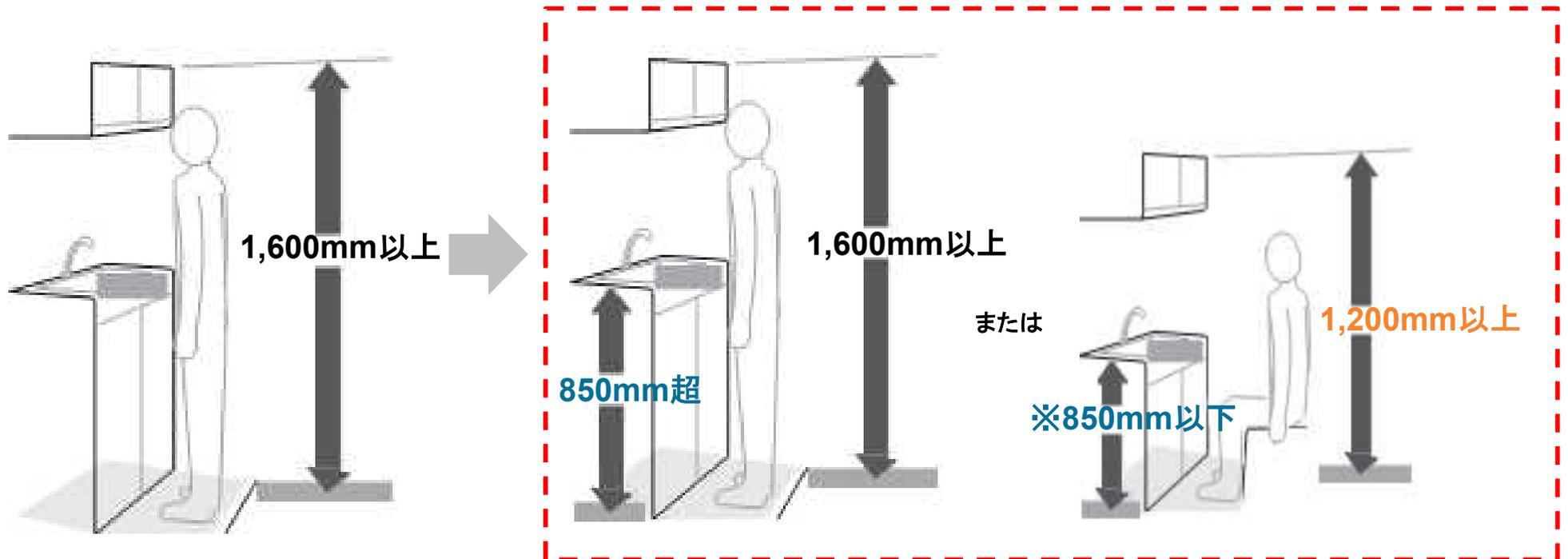
(エ) 自転車に対する試験



キャンピング車の構造要件の見直し

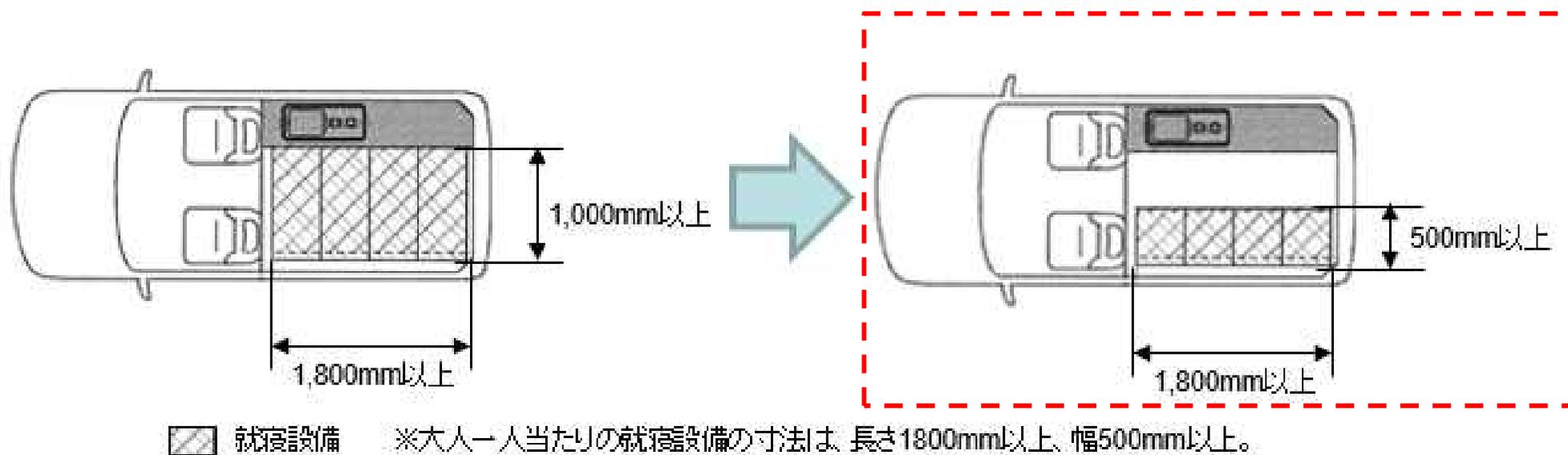
1. 水道・炊事設備を利用する床面の有効高さ見直し

- 着座姿勢で利用可能な水道・炊事設備について、利用するための床面高さを1,200mmとする ※設備の高さ850mm以下の場合



2. 就寝設備(ベッド)の最低数の見直し

- 乗車定員**3名以下**の自動車について、
就寝設備の最低数を**大人2名分**から**1名分**に変更



- 適用日

令和4年4月1日



タカタ製エアバッグのリコール未改修車両 を車検で通さない措置の拡大

●改正概要

令和4年5月から、車検で通らない対象車両が増える

●拡大範囲

国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプを搭載し
平成27年4月1日より前に制作された自動車

▶生産から9年以上経過したエアバッグを搭載した
自動車

●措置の考え方

初度登録日に係わらず、製作後9年以上となる初めての車検で止める

今回の拡大により、平成27年4月1日より前に製作された自動車も対象となる

新たに対象となった製作日

H25.4.1 ~ H27.3.31

製作後9年以上を迎える車検
(未改修の場合 車検停止)

R4.5.1

◆エアバッグのリコール未改修車両◆

重要なお知らせ!!

タカタ製エアバッグリコールが
未実施のお客様へ

令和4年5月より
車検が通らない対象車の適用が拡大されます!

メーカー(五十音順)	既に適用済みの車種		令和4年5月より 適用される車種	令和6年5月より 適用される車種
	平成30年5月～	令和2年5月～		
アウディ		A3, A4 など10車種		2車種
いすゞ	コモ	1車種		
シトロエン		C3, DS3 など5車種	5車種	5車種
ジャガー・ランドローバー			ディスカバリースポーツ	4車種
SUBARU	インプレッサ、レガシィ		インプレッサ	
ゼネラルモーターズ				ソニック
ダイハツ	ミラ、ハイゼット など4車種	1車種		
トヨタ・レクサス	ヴェクシー、SC430 など25車種	17車種	23車種	1車種
日産	エクストレイル、フェアレディZ など14車種	14車種	2車種	1車種
ビー・エム・ダブリュー	E46、3シリーズ など11車種	2車種	50車種	60車種
フォルクスワーゲン		Up!, Polo など17車種	13車種	5車種
ホンダ	フィット、アコード など31車種	17車種	27車種	
マツダ	RX-8、アテンザ など5車種	2車種	4車種	1車種
三菱	ランサー、アイ など4車種	10車種	6車種	3車種
メルセデス・ベンツ		V350, ビアノ	1車種	



そのままお乗りいただくと大変危険です。
一刻も早い改修をお願いします。



—交通事故でエアバッグが異常破裂した事例—

写真:エアバッグが異常破裂し内部の金属
部品が飛び散りバッグの中央部が
大きく裂けている状態



1. まず下記の検索システムにて措置対象かどうかご確認ください。

検索システム パソコン用URL
<https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html>

検索システム スマホ・タブレット用アプリ
 「リコール情報検索」アプリの紹介

※検索システムは、海外メーカー車両には対応していませんので予めご了承ください。

**リコール作業は車検とは別にお受けいただけます
早急にご用命ください**

2. 未改修車であった場合には、リコール改修を実施してください。ご不明な点等ございましたら
下記までお問い合わせください。

●各自動車メーカーお問い合わせ先とウェブサイトURL

自動車メーカー(五十音順)	お問い合わせ先	ウェブサイトURL
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	https://www.suzu.co.jp/recall/input
ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社	【ジャガー】0120-92-2772 【ランドローバー】0120-92-2992	https://www.jaguar.co.jp/ownership/recall.html https://www.landrover.co.jp/ownership/recall-information.html
Stellantisジャパン株式会社【シトロエン】	0120-55-4106	https://www.citroen.jp/services/recall/recall-campaign.html
株式会社SUBARU	0120-052-215	https://recall.subaru.co.jp/lqsb/
ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社	0120-711-276	https://www.gmtkataairbag.com/product/public/jp/ja/takata_recall/home.html
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
トヨタ自動車株式会社	【トヨタ】0800-700-7700 【LEXUS】0800-500-5577	https://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search https://lexus.jp/recall/
日産自動車株式会社	0120-941-232	http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html
ビー・エム・ダブリュー株式会社	0120-954-018	https://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html
フォルクスワーゲン・グループジャパン株式会社	【フォルクスワーゲン】0120-509-300 【アウディ】0120-598-119	https://web.volkswagen.co.jp/after-service/etc/recall.html https://www.audi.co.jp/jp/web/ja/accessory_service/info_top/recall.html
本田技研工業株式会社	0120-112-010	https://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link_disp
マツダ株式会社	0120-386-073	https://www.2.mazda.co.jp/service/recall/
三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	https://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/js/forward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&prefix=
メルセデス・ベンツ日本株式会社	0120-086-880	http://www.mercedes-benz.jp/my-service/recall/search/index.html

国土交通省 タカタ車検停止措置専用ダイヤル タカタ車検停止措置特設ホームページ

0570-062-115 http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/recl/recallinfo_003.html

自動車に備えられた
**コンピュータの点検が
義務づけられます！**



これらが搭載された車、つまり、**ほぼ全ての自動車**が対象です！

令和3年10月1日より、12ヶ月毎の定期点検項目に
「車載式故障診断装置 (OBD) の診断の結果※」
が追加されます。(※大型特殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車は対象外)

追加される点検って、具体的にどんなことをするの？



「スキャンツール」を OBD ポートに接続し、「OBD」が記録している、各種装置の故障の有無や作動状況を読み出すことで、装置が正常に作動しているかを点検します (いわゆる OBD 点検)。



詳しくは裏面へ！

車載式故障診断装置(OBD)」とは…

車両に搭載されたコンピュータにより制御される各種装置の状態を監視するとともに、故障の有無を自己診断し記録する装置。

「スキャンツール」とは…

OBD に記録される各種装置の故障の有無・作動状況を読み出し、安全に走行できる状態であるかを確認する機器。

衝突被害軽減ブレーキのような 先進安全装置搭載車においては、 装置の誤作動による事故が起きています



誤作動の概要

上り坂の右カーブを走行中、前方に車両がないにもかかわらず**急ブレーキがかかった**。その結果、運転手が負傷した。

事故の調査の結果

衝突被害軽減ブレーキシステムのレーダーセンサーの取り付け角度が**正しい位置に取り付けられていなかった**。
これに加え、段差を通過した際の車体の上下動により、道路に対し当該システムが反応しブレーキが作動したものと推定される。

OBD 点検を行えば…

故障を診断でき、その結果に基づいて**適切な整備を行う**ことで、このような誤作動を防止することができます！



安全なドライブのため、
地方運輸局の認証を受けた整備工場で**スキャンツール**を使用した

OBD 点検を受けましょう！

※診断の対象となる識別表示を目視により点検する方法でも可能

認証を受けていることを示す看板



OBD 点検に関する詳細は、最寄りの運輸支局へお問い合わせください。



国土交通省

協力：自動車点検整備推進協議会

○OBD 点検のことが詳しくわかります。



トラックドライバーの皆様へ

大型車の車輪脱落事故 東北地方で多発中!

タイヤが歩行者に衝突するなど重大な事故に発展するおそれがあります。



車輪脱落事故の
恐ろしさを知って!!

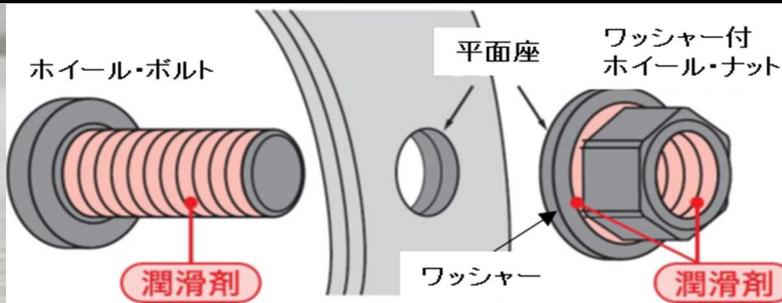
動画はこちら→



大型車のタイヤ交換等には守っていただくルールがあります。 適切な作業をお願いします!!

- ◎ホイールボルト・ナットの清掃の実施
- ◎ホイールボルト・ナットへの給脂
- ◎日常点検整備の確実な実施

- ◎著しく錆びたホイールボルト・ナットの使用禁止
- ◎規定トルクによるホイールナットの締め付け
- ◎タイヤ交換後、50km~100km走行後の増し締め



車輪脱落事故を起こした車両の
ワッシャー付ホイール・ナット

潤滑剤の塗布箇所

※ナットとワッシャーの間に、潤滑剤を忘れず塗布してください

裏面もご覧ください。➡



事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

「お・ち・な・い」の徹底で 防ごう、大型車の車輪脱落事故

お

とさない！
脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ
唯一かつ最善な手段です。



Mr. 整備くん

ち

やんと清掃、
ちゃんと給脂！

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- ワッシャーが固着していたりはずれかかっている場合は、ナットを交換してください。

ナットとワッシャーとの
隙間への注油も忘れずに！



給脂

な

(ナット)
ット締め、トルクレンチを必ず使用！

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



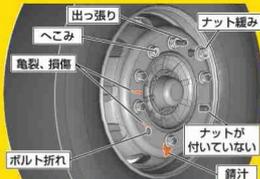
- 初期なじみのため、タイヤ交換後50~100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



い

ちにち一回、緩みの点検！

- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検を。



正しい点検方法を
動画でチェック！



ホイールナットの緩みが一目でわかり、高精度な点検が誰でも手軽にできる「連結式ナット回転指示インジケター」の使用方法も動画でご確認いただけます。



詳しくは、
こちらから！



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会

